

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月19日
【事業年度】	第20期(自 2024年10月1日至 2025年9月30日)
【会社名】	株式会社サイバー・バス
【英訳名】	CyberBuzz, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高村 彰典
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町12番10号 渋谷インフォスアネックス4階
【電話番号】	03-6758-4738
【事務連絡者氏名】	取締役 岩田 真一
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区桜丘町12番10号 渋谷インフォスアネックス4階
【電話番号】	03-6758-4738
【事務連絡者氏名】	取締役 岩田 真一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月	2025年9月
売上高 (千円)	3,172,330	4,268,412	5,757,306	7,462,203	7,131,164
経常利益又は経常損失() (千円)	4,836	171,635	412,045	1,712,067	344,859
親会社株主に帰属する当期純利益又 は親会社株主に帰属する当期純損失 (千円) ()	73,887	85,716	205,448	1,954,414	385,969
包括利益 (千円)	73,822	86,968	206,317	1,952,124	383,294
純資産額 (千円)	1,822,953	1,993,279	2,258,471	352,470	752,480
総資産額 (千円)	2,219,136	2,617,776	5,101,192	2,782,507	3,108,217
1株当たり純資産額 (円)	473.87	491.86	538.76	50.18	145.44
1株当たり当期純利益又は1株当た り当期純損失() (円)	19.54	22.16	52.06	488.27	95.93
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益 (円)	-	21.44	51.09	-	95.87
自己資本比率 (%)	80.82	73.35	41.97	7.26	18.83
自己資本利益率 (%)	-	4.62	10.12	-	98.08
株価収益率 (倍)	-	55.69	35.59	-	8.83
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	73,169	225,903	70,504	933,675	272,998
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	118,725	156,913	470,533	652,226	433,307
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	130,616	68,752	452,750	748,908	42,000
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,316,190	1,453,932	1,365,645	528,651	1,276,957
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	155 (18)	168 (16)	186 (10)	205 (21)	202 (17)

(注) 1. 第16期及び第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、第16期及び第19期の自己資本利益率及び株価収益率は、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

2. 第16期の親会社株主に帰属する当期純損失は、固定資産の減損損失、投資有価証券評価損の計上等によるものであります。

第18期は、投資有価証券評価損、関係会社株式売却損を特別損失に計上しております。

第19期は、貸倒引当金繰入額を販売費及び一般管理費に、固定資産の減損損失、投資有価証券評価損を特別損失に計上しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第17期の期首から適用しており、第17期以降に係る主要な経営指標等の推移については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月	2025年9月
売上高 (千円)	3,155,032	4,093,241	5,349,156	7,043,351	6,611,194
経常利益又は経常損失() (千円)	30,470	186,071	430,368	1,775,401	304,460
当期純利益又は当期純損失() (千円)	46,765	32,197	216,669	1,978,601	378,707
資本金 (千円)	463,021	470,746	478,121	484,621	484,621
発行済株式総数 (株)	3,843,100	3,917,100	3,987,600	4,037,100	4,037,100
純資産額 (千円)	1,850,074	1,966,881	2,243,295	313,107	705,855
総資産額 (千円)	2,235,780	2,568,563	4,926,253	2,770,569	3,081,672
1株当たり純資産額 (円)	481.04	485.10	564.47	40.39	133.85
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失() (円)	12.37	8.32	54.91	494.31	94.12
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	8.05	53.88	-	94.06
自己資本比率 (%)	81.43	73.72	43.16	5.87	17.48
自己資本利益率 (%)	-	1.73	10.78	-	108.04
株価収益率 (倍)	-	148.32	33.75	-	9.00
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	118 (18)	128 (12)	145 (8)	154 (10)	161 (6)
株主総利回り (%) (比較指標:東証グロース市場250 指数)	45.1 (91.9)	34.7 (56.7)	52.1 (59.5)	30.2 (53.2)	23.8 (60.8)
最高株価 (円)	3,840	1,948	1,953	3,355	1,660
最低株価 (円)	1,486	824	1,150	1,000	576

- (注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
2. 第16期及び第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、第16期及び第19期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失のため記載しておりません。
3. 最高・最低株価は、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場における株価を記載しており、それ以前は東京証券取引所マザーズ市場における株価を記載しております。
4. 第16期の当期純損失は、固定資産の減損損失、投資有価証券評価損の計上等によるものであります。
第17期は、関係会社貸倒引当金繰入、関係会社株式評価損及び抱合せ株式消滅差損を特別損失に計上しております。
第18期は、投資有価証券評価損、関係会社株式売却損を特別損失に計上しております。
第19期は、貸倒引当金繰入額を販売費及び一般管理費に、固定資産の減損損失、投資有価証券評価損を特別損失に計上しております。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第17期の期首から適用しており、第17期以降に係る主要な経営指標等の推移については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
6. 株主総利回りの比較指標は、東京証券取引所の市場区分見直しに伴い、「東証マザーズ指数」から「東証グロース市場250指数」を使用しております。

2 【沿革】

当社は、株式会社サイバーエージェントの100%子会社として、ソーシャルメディアマーケティング事業を展開するため、2006年4月に東京都渋谷区において設立されました。

会社設立時から現在に至る主な変遷は、次のとおりであります。

年月	概要
2006年4月	東京都渋谷区道玄坂に株式会社サイバー・バズ設立（資本金15,000千円）
2006年6月	人気ブロガーが企業商品を紹介するサービス「CyberBuzz」を開始
2010年7月	ブログサービス以外のソーシャルメディア会員募集に伴い、「CyberBuzz」から「Ripre」へサービス名変更
2014年4月	本社を東京都渋谷区桜丘町へ移転
2015年10月	Instagramのインフルエンサーによるマーケティング施策（現：NINARY）を開始
2016年11月	Instagram広告戦略子会社 株式会社glamfirstを100%子会社として設立
2017年8月	Instagramのインフルエンサーマーケティング施策を「NINARY」としてサービス化
2017年8月	SNSアカウント運用サービスを開始
2017年12月	人気インフルエンサーが商品を紹介するメディア「to buy（トゥーバイ）」を開始
2018年4月	株式会社サイバーエージェントが、ユナイテッド株式会社及び株式会社DGインキュベーションに当社株式を譲渡したため、同社の連結子会社でなくなり、持分法適用会社となる
2018年12月	株式会社サイバーエージェントが、株式会社デジタルガレージ等に当社株式を譲渡したため、同社の持分法適用会社でなくなる
2018年12月	株式会社デジタルガレージが、株式会社サイバーエージェント等が保有する当社株式の25.2%を取得したことにより、同社の持分法適用会社となる
2019年3月	地方拠点「宮崎オフィス」を設立
2019年9月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2020年3月	本社を渋谷インフォスター7階から18階へ移転
2020年8月	株式会社glamfirstを吸収合併
2020年8月	インフルエンサーマーケティングサービス「Ripre」、「ポチカム」のサービス統合を実施し、サービス名を「Ripre」に統一
2020年10月	宮崎オフィスを母体として株式会社ソーシャルベースを設立
2021年2月	SNS運用管理ツール「Owgi」の提供を開始
2021年3月	HR領域の新規事業を手掛ける戦略子会社として株式会社BuzzJobを設立
2021年11月	スタイル・アーキテクト株式会社を完全子会社化
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のマザーズからグロース市場に移行
2022年10月	株式会社WithLIVEを完全子会社化
2023年8月	スタイル・アーキテクト株式会社の全株式を譲渡
2024年1月	SNSに特化したタレント・クリエイターエージェントサービス「Be One Agent」の提供開始
2024年3月	本社を住友不動産渋谷インフォスアネックス4階へ移転
2024年4月	株式会社ソーシャルベースにてSNSに特化した「広告審査エージェント」の提供開始
2025年6月	株式会社デジタルガレージが、株式会社セレスに当社株式を譲渡したため、同社の持分法適用会社でなくなる
2025年6月	株式会社セレスが、株式会社デジタルガレージが保有する当社株式の19.14%を取得し、当社の主要株主となる
2025年6月	株式会社セレスとの間で資本業務提携契約を締結

3 【事業の内容】

当社グループは「コミュニケーションを価値に変え、世の中を変える。」のミッションのもと、Instagram、X、LINE、TikTok、YouTube等のソーシャルメディアを通じた企業の広告・マーケティング活動を支援するSMM事業（注1）を主たる業務とし、当社および子会社3社（株式会社ソーシャルベース、株式会社BuzzJob、株式会社WithLIVE）により構成されております（注2）。

当連結会計年度におけるわが国の経済は、好調な建設需要やデジタル投資の拡大などによる押し上げで、穏やかな改善傾向にあります。一方で、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響が景気を下押しするリスクとなっており、加えて、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクがあるなど、依然として先行き不透明な状況にあります。

当社グループが事業展開を行う2024年の国内インターネット広告市場は、動画広告を中心に成長し、前年比9.6%増の3兆6,517億円（注3）と推計され、総広告費に占める構成比は47.6%に達しました。また、2024年の国内ソーシャルメディアマーケティング市場は、前年比12.8%増の1兆2,038億円、2029年には2兆1,313億円（注4）まで成長すると推計されております。

このような環境の中、当社グループでは「コミュニケーションを価値に変え、世の中を変える。」をミッションとし、「SMM（ソーシャルメディアマーケティング）事業」、「ライブ配信プラットフォーム事業」、「HR事業（注5）」を展開してまいりました。

また、当社グループは、インフルエンサーを活用した広告商品の販売の他に、クライアント企業のソーシャルメディアのアカウントの運用支援やソーシャルメディア関連広告を中心とした他社の広告商品の販売も行っており、クライアント企業が広告を打ちたい商品の性質や広告宣伝の目的等に応じ、自社サービス・他社広告商品を組み合わせつつ最適な広告商品を提供する体制を整えております。

（注1）SMM事業：ソーシャルメディアマーケティング事業

（注2）当社は2025年6月30日付で株式会社セレス（以下、「セレス」）との間で資本業務提携契約を締結し、セレスは当社株式の19.14%を取得しております。また、2025年12月18日開催の当社第20期定時株主総会において、セレスの取締役1名を当社の取締役として選任し、セレスは当社のその他の関係会社となっております。

（注3）出典：株式会社電通「2024年 日本の広告費」

（注4）出典：サイバー・バズ／デジタルインファクト調べ「2024年 国内ソーシャルメディアマーケティングの市場動向調査」

（注5）HR事業：ヒューマンリソース事業

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置づけは次のとおりであります。

なお、事業区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げる報告セグメントと同一であります。

1. SMM事業

(1) NINARY

ソーシャルメディアにおいて、影響力の強いインフルエンサーによる広告・マーケティングを行うサービスであり、クライアント企業の要望に基づき当社が選定したNINARY会員が、クライアント企業の商品、サービス体験やイベント招待などの機会を受け、その感想をソーシャルメディア上で発信することで、フォロワーを中心とした一般消費者への情報の拡散や宣伝の支援を行っております。NINARY会員は全世代網羅的に構成されており、クライアント企業の要望に合わせて様々な世代をマーケティングのターゲットとすることができます。NINARY会員は、Ripre会員と比較して、フォロワー数や知名度の点で当社のインフルエンサー会員の中で強い影響力を持っており、ソーシャルメディア上での投稿について当社から報酬をお支払いしております。また、会員の獲得については、当社からのスカウトによる募集が9割、会員登録希望者による応募が1割であり、当社の審査、登録を経て活動を行って頂いております。

(2) Ripre

主にブログ、X（旧Twitter）、Instagram等のソーシャルメディアにおいて、影響力の高いSNSユーザーだけでなく一般SNSユーザー等による広告・マーケティングを行うサービスであり、影響力の高いSNSユーザーからなる承認制のプレミアム会員と、一般SNSユーザーからなる登録制のスタンダード会員の2ランクで管理しております。会員ランク別にクライアント企業の商品、サービス体験やイベント招待などの機会を受け、その感想をソーシャルメディア上で発信することで、フォロワーを中心とした一般消費者への情報の拡散や宣伝の支援を行っております。

プレミアム会員は、会員審査基準を通過した30代から40代の世代を中心に構成されており、マーケティングのターゲット層も同世代となります。また、ソーシャルメディアのユーザーの中でも読者やフォロワーを多く抱えており、スタンダード会員と比較すると強い影響力を持ちます。なお、ソーシャルメディア上での投稿について当社から報酬

はお支払いしておらず、会員の獲得については、会員登録希望者による応募であり、当社の審査、登録を経て活動を行って頂いております。

スタンダード会員は、会員審査基準はなく、原則としてソーシャルメディアを利用していれば誰でも会員登録可能です。なお、ソーシャルメディアでの投稿について当社から報酬はお支払いしておらず、会員の獲得については、会員登録希望者による応募であり、当社の登録を経て活動を行って頂いております。

(3) SNSアカウント運用

クライアント企業が公式に運用するInstagram、X(旧Twitter)、LINE、TikTok等のソーシャルメディアのアカウントの運用支援を行ってあります。原則半年間以上の契約にて、サービス内容に応じた月額課金モデルを採用しております、インフルエンサーやカメラマンが撮影した写真等のコンテンツを、クライアント企業のアカウント上で当社が投稿を代行するサービス及び投稿管理からレポート抽出までワンストップで可能なSNS運用管理ツール「Owgi」を展開しております。

(4) SNS広告

当社は、ソーシャルメディアプラットフォームの運用広告及びソーシャルメディアのプラットフォーム連動の独自メディアを活用した「to buy」を運用しております。各SNSごとのアルゴリズムを大量に検証し、分析結果をもとにクリエイティブを制作するものです。

「to buy」は生活者からのコメントの商品言及率や完全視聴率が圧倒的に高いクリエイティブを作ることが得意なメディアで美容商材、食品、日用品、Z世代向け商品、トレンドなど幅広いジャンルに特化したメディアを複数保有しており、TikTokでは累計5億回の再生回数を突破し、タイアップ実績は累計100ブランドを超えております。

(5) インターネット広告販売

当社は、自社で運営するサービスの販売の他に、クライアント企業からの要請等により、YouTube、Instagram、Facebook、X(旧Twitter)、LINE、TikTok等のソーシャルメディア関連広告を中心とした他社の広告商品の販売を行っております。

(6) Be One Agent

当社は、SNSに特化したタレント・クリエイターエージェントサービスである「Be One Agent」を提供しております。当該サービスにおいては、当社がこれまで培ってきたSNSマーケティングの知見やクライアントネットワークを活用し、タレント・クリエイターに対して新たな価値提供が可能になるとともに、クライアント企業にはより効果的なプロモーション等の提供が可能となります。

2. ライブ配信プラットフォーム事業

ライブ配信プラットフォーム事業では、連結子会社である株式会社WithLIVEにおいて、有名アーティスト・タレント等と1対1でオンライントークやオンラインイベントが行えるサービスに加え、レコード会社やタレントプロダクションの販売促進施策として利用いただけるソリューションを提供しており、電子チケットの発行からイベント開催、グッズ販売等をオンラインにて一気通貫で提供できることを強みとして、クライアントのニーズに適した幅広いサービスの提供をしております。

3. その他

その他では、連結子会社である株式会社BuzzJobにて「SNSマーケティング人材の転職支援及びプロコーチによる1on1コーチングサービスである「ONEサポ」等を提供する「HR事業」を展開しております。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内 容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ソーシャルベー ス	宮崎県宮崎市	20,000	SMM事業	100.0	当社が広告取引に関する業 務の一部を委託している。
株式会社WithLIVE (注)2	東京都渋谷区	23,661	ライブ配信プラッ トフォーム事業	100.0	当社が資金の借入をしてい る。
株式会社BuzzJob	東京都渋谷区	25,000	その他の事業 (HR 事業)	100.0	当社が資金の貸付をしてい る。

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 当社は2025年6月30日付で株式会社セレス（以下、「セレス」）との間で資本業務提携契約を締結し、セレスは当社株式の19.14%を取得しております。また、2025年12月18日開催の当社第20期定時株主総会において、セレスの取締役1名を当社の取締役として選任し、セレスは当社のその他の関係会社となっております。なお、セレスは有価証券報告書を提出している会社であります。

5 【従業員の状況】

(1)連結会社の状況

2025年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
SMM事業	156	(5)
ライブ配信プラットフォーム事業	4	(3)
その他事業	5	(4)
全社(共通)	37	(5)
合計	202	(17)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート及びアルバイトは、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 「全社(共通)」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門及び育児休業等の休職者の人員数を記載しております。

(2)提出会社の状況

2025年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
161 (6)	29.5	3.6	5,957

セグメントの名称	従業員数(人)
SMM事業	124 (1)
全社(共通)	37 (5)
合計	161 (6)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除く。)であり、パート及びアルバイトは、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 「全社(共通)」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門及び育児休業等の休職者の人員数を記載しております。

3. 従業員数が前事業年度末に比べ7名増加したのは、SMM事業を中心とする事業の拡大に伴う新卒採用並びに中途採用によるものであります。

(3)労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4)管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は以下のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「コミュニケーションを価値に変え、世の中を変える。」というミッションのもとSMM事業を中心事業展開を行っております。時代の流れを見極め、成長市場に合わせた事業展開を行い、消費者へ新しい「発見」や「体験」などの価値を生み出し続けていくことが当社グループの使命であると考えております。

また、当該領域において得た収益を、HR事業やライブ配信プラットフォーム事業等、ソーシャルメディアを用いた事業拡大が期待できる新規領域に積極的に投資し、収益化を実現していくことで、当社グループの大幅な売上・利益成長及び企業価値の向上を目指してまいります。

(2) 経営上目標とする客観的な指標

当社グループの重視する経営指標は、売上高、広告粗利の2指標であります。インフルエンサーを活用したマーケティング手法を中心に、ソーシャルメディア広告全般において、クライアントの幅広いニーズに対応するソリューションを提供することで、売上高及び広告粗利の最大化を図ってまいります。

(3) 経営戦略

当社グループが今後更なる成長と発展を遂げるためには、「(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」に記載の事項へ対応していく、従来以上の持続的な事業成長を実現することが経営戦略上、重要であると認識しております。そのため当社グループは、自社サービスの強化・向上や、優秀な人材の採用、教育を通じた組織体制の整備を行い、インフルエンサーを活用した広告施策におけるシェア拡大とクライアントのニーズに対応できる新たなマーケティング手法の開発、ソーシャルメディアマーケティングの知見を活かした新たな事業開発、戦略的投資の実施等により、事業拡大を図る方針です。

(4) 経営環境

当社グループが事業展開を行う国内インターネット広告市場は、社会のデジタル化が進むにつれ引き続き拡大をしており、株式会社電通の「2024年 日本の広告費」によれば、2024年の同市場は前年比9.6%増の3兆6,517億円と推計され、継続的に高い成長率を維持しております。また、当社及び株式会社デジタルインファクト調べ「2024年 国内ソーシャルメディアマーケティングの市場動向調査」によれば、2024年の国内ソーシャルメディアマーケティング市場は、前年比12.8%増の1兆2,038億円、2029年は2兆1,313億円まで成長すると推計されております。

このような環境の中、当社グループでは「コミュニケーションを価値に変え、世の中を変える。」をミッションとし、「SMM事業」、「HR事業」、「ライブ配信プラットフォーム事業」を展開してまいりました。

前年に引き続き、個人消費や設備投資を中心に経済活動の活発化が進んでおり、当社グループが提供するソーシャルメディアマーケティングに対する需要は今後も高まっていくと考えております。

また、テレビ番組などで活動をしていた芸能人が、世代を超えてソーシャルメディアで活動を開始するというように、様々な分野の著名人がインフルエンサーとして活動することが定着しており、ソーシャルメディアが人々の消費行動に与える影響はますます高まっております。企業のマーケティング活動におけるインフルエンサーの活用は、業種や企業規模の大小を問わず、ますます一般的な施策として定着しつつあります。

したがって、当社グループの提供するサービスに対する需要は、今後も堅調に推移するものと考えております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

自社サービスの強化

付加価値の提供及び競争力の向上

当社は、「SMM事業」において、「NINARY」「Ripre」「SNSアカウント運用」「to buy」「Be One Agent」といった自社サービスの提供に注力してきました。

今後も、自社サービスとしてのオリジナルの広告商品の展開を強化し、当社にしか提供できない価値をクライアント企業に提供することで、当社の競争力を一層高めることができるものと考えております。また、自社サービスの販売は、他社サービスの販売と比較して、利益率が高く、収益構造の改善に繋がります。

販路拡大

自社サービスの強化策の一環として、クライアントに直接販売する販売ルートの強化を図るとともに、現状のクライアントの多くが属する化粧品及び日用品業界に加え、食品業界、コンテンツ配信業界、金融業界等の複数の新たな業界へのアプローチを強化することで、より広範なクライアントと取引を行えるよう、販売ルートを拡大しており、今後も引き続き販路拡大を図ってまいります。

新サービス・新規事業の拡充

当社グループの継続的な成長のためには、既存事業とのシナジー効果が見込める新規事業やサービスを展開していくことが必要と考えます。

SMM事業

TikTok Shopの本格始動を受けた様々な取組の一つとして、インフルエンサー・アフィリエイトサービス「WESELL」の提供を開始いたしました。また、株式会社講談社と共同してViVi公式SNSの妹メディアとして「MYPE」を新たに立ち上げました。なお、2025年10月に、第一弾としてTikTokアカウントをリリースしております。

今後も、サービスの提供先を企業だけでなくインフルエンサー・クリエイターなどにも広げ、当社のテクノロジーと企画・運営ノウハウを活用した販売促進・購買支援、コンテンツ・商品開発など、新たな収益が見込めるサービス展開を進めてまいります。

ライブ配信プラットフォーム事業

株式会社WithLIVEにおいて、アーティストやタレントと1on1でオンライントークやオンラインイベントが行えるサービスに加え、レコード会社やタレントプロダクションの販売促進施策として利用いただけるソリューションを提供しており、電子チケットの発行からイベント開催、グッズ販売等をオンラインにて一気通貫で提供できることを強みとして、クライアントのニーズに適した幅広いサービスの提供をしております。今後はイベント用グッズやギフト等の事前EC販売等、サイトを通じたコンテンツ配信による収益だけでなく、多角的に収益を獲得し、収益機会を更に増大させることなどを計画しております。

新サービス等の開発・人材面の強化

インターネット市場の技術革新のスピードは非常に速く、ソーシャルメディアマーケティングにおいても、新たなサービスの導入、他社による新規参入等が発現しております。当社グループでは、競合優位性の確保及び事業拡大を図るため、新規広告商品やサービスの開発に積極的な投資を行っております。当該開発に際しては、優秀なエンジニア人材の確保が必須であり、その採用・育成強化に努めてまいりました。こうした開発体制・人材面の強化は、今後の事業成長においても、継続して取り組むべき重要な課題であると認識しており、より一層迅速な開発が行える体制整備や優秀な人材の確保を行ってまいります。

当社グループ及びサービスブランドの知名度向上

当社グループが今後も持続的な成長を続けていくために、自社サービスの知名度向上等を通じて、インフルエンサーの拡充及びクライアント企業からの当社グループの認知度向上が必要不可欠と考えております。今後も費用対効果の最大化を意識した積極的なプロモーション活動を展開してまいります。

組織体制の整備

当社グループは、更なる事業成長を図る為に、成長フェーズに応じた会社全体の組織体制の確立と優秀な人材の確保、また確保した人員の早期育成の仕組みが必要不可欠だと考えております。採用活動の強化を図るのみならず、組織づくりの専門部署を立ち上げ、人材の早期育成に注力し、社内研修制度、ノウハウ共有の仕組みの確立を行ってまいります。

情報管理体制の強化

当社グループは、インフルエンサー等の個人情報を多く取得しており、その情報管理を強化していくことが重要であると考え、個人情報管理規程を制定し、その取得・提供・管理についての方針を定めております。また、個人情報取扱いの専用の端末を設置し、アクセス権限者を限定した上で、アクセスログについても取得し、不正なアクセスがないか随時モニタリングを実施しております。個人情報以外のパーソナルデータとして、cookie情報や行動履歴情報等の取扱いについても、日本インタラクティブ広告協会（JIAA）の「行動ターゲティング広告ガイドライン」を遵守した取扱いを実施しております。その他、定期的な社内研修の実施やセキュリティの整備を行っております。これらの施策により個人情報の取扱い等の管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステム整備などを継続的に行ってまいります。

内部管理体制の強化

当社は、内部管理体制の強化を重要な課題と位置付け、コーポレート部門の整備を推進することで、経営の公正性・透明性を確保するとともに、企業価値の最大化を図っております。

今後も引き続き内部管理体制の強化に努めてまいります。

広告審査体制の整備

当社グループのSMM事業における広告手法は、クライアント企業の商品の体験等をインフルエンサーが各種SNSにおいて投稿、拡散するものとなります。このため、インフルエンサーによる当該投稿が広告関連法令やインターネット広告業界の自主規制に違反しないよう、当社グループでは顧問弁護士への確認等を経た厳格な広告審査基準を定め、全広告案件における投稿の審査を実施しております。また、法改正等の事象にあたっても、改正内容に応じた対応の検討・社内ルール等の整備、社内外への勉強会等の実施等、機動的に厳格な社内ルールの周知・徹底をしております。

広告審査体制としては、当社内及びグループ子会社に専門の部署を設けて審査を実施しております。また、定期的な広告審査に関する会議を実施し、必要に応じて顧問弁護士等に相談する体制を整えております。広告審査の結果、審査基準に抵触するインフルエンサーの投稿については、修正を依頼している他、インフルエンサーが適切な投稿を行うよう随時注意喚起を実施し、その法令遵守意識の啓蒙に努めております。品質面においては、デジタル広告市場の健全な発展を目指す一般社団法人デジタル広告品質認証機構（JICDAQ）の品質保証を取得しております。また、一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会（JIAA）及びWOMマーケティング協議会（WOMJ）に加入しており、ガイドラインを遵守することで健全な事業運営に努めています。今後、事業拡大による広告案件の増加や、新たなマーケティング手法を開発した際ににおいても、広告審査体制の整備、対応を行ってまいります。

法規制等の変動に対応する社内体制

当社グループの事業は、広告関連法令、インターネット広告業界の自主規制、各種SNSプラットフォーム規約等の制約を受けていますが、各規制の改正・変更等の事業環境の変化に迅速に対応するため、法務部門を中心にコーポレート部門がSMM事業部門や各子会社と連携して情報の収集、分析、管理を行っております。また、規制等の変更に伴い対応が必要である際は、社内への周知、教育等によりその徹底を図っており、これらの対応を継続的に行ってまいります。

重要事象等の記載解消について

当社グループは、前連結会計年度において、個別取引先に対する売掛金の入金遅延に伴う貸倒引当金繰入額が発生したことにより多額の営業損失を計上するとともに、マイナスの営業活動によるキャッシュ・フローとなりました。これらの影響により、前連結会計年度の純資産は大きく減少し、短期有利子負債残高が、手元流動性を上回る状況となり、また、流動負債残高が流動資産残高を超過しておりました。このような状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとして、「継続企業の前提に関する注記」を記載してきました。

このような状況を解消すべく、事業収益の更なる拡大を推進した結果、当期中間連結会計期間においては、営業利益110,634千円を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローは73,073千円の増加となりました。さらに、財務基盤の安定に向けて、無担保社債及び長期借入金により合計500,000千円の長期資金調達を完了したことにより、当期中間連結会計期間末時点において、手元流動性（現金及び預金972,130千円）が短期有利子負債残高（合計608,000千円（うち短期借入金500,000千円、1年内返済予定の長期借入金108,000千円））を上回るとともに、流動資産残高（1,953,044千円）が流動負債残高（1,619,854千円）を超過し、財務健全性を回復いたしました。これらの結果、資金水準は、当面、懸念がない水準を確保できていると判断いたしました。

以上より、当期中間連結会計期間末時点において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は解消したと判断し、前事業年度の有価証券報告書の「第2 事業の状況 3 事業等のリスク （3）重要事象等について」の記載を解消いたしました。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループは中長期的な成長と社会のサステナビリティの両立を図る「サステナビリティ経営」を重要視しており、以下の取り組みを行っております。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものになります。

(1) サステナビリティに関するガバナンス及びリスク管理

当社グループは、社会情勢の変化や当社グループの事業を取り巻く事業環境の変化に対応しながら、中長期的な企業価値向上のために持続的な成長をしていくことが重要だと考えており、そのためにも、サステナビリティを巡る課題への対応は経営の重要課題と認識しております。

主に当社の取締役会及び経営会議において、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理するガバナンス体制を構築し、議論及び監督を行っております。

また、当社は、サステナビリティ関連の項目の中で特に人的資本を重要視しており、性別や年齢、年次に関わらずあらゆる属性の社員が最大限にパフォーマンスを発揮できる環境の整備に努めております。

今後、より一層サステナビリティを巡る課題に適切に対応していくことが必要であり、引き続き適切な社内体制の整備を行い、経営の重要課題としてグループ全体で取り組んでいかなければならないと認識しております。

(2) 戦略

・人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針

当社グループは、サステナビリティ関連の項目の中で、特に人的資本を重要視しております。

男女ともに待遇や業務内容等において区別なく、社員が活躍できる環境の整備を行うことによって社員がその能力を発揮できるようにすることを方針としております。社内の美化、ストレスチェックの実施等、労働安全衛生面の取り組みを強化し、また、社員の能力開発・研鑽のため、定期的な勉強会の実施やナレッジの共有を積極的に行い、教育体制を整備する取り組みを行っております。

また、当社グループの従業員の平均年齢は29.5歳であり、結婚・出産・育児等のライフイベントと仕事におけるキャリア形成・スキルアップ等の両立が課題となる従業員の割合も多くなっております。

そのため、専門性の高い人材・経験豊富な人材の流出は経営上のリスクであり、当該リスクを回避し、優秀な従業員の獲得・育成・定着を図ることが重要であると考え、以下のような様々な仕組み・制度を構築しております（一部抜粋）。

ライフサポート関連	キャリア・スキルアップ関連
<ul style="list-style-type: none">・オフィス勤務とリモートワークを併用する働き方・フレックスタイム制度・家賃補助制度（一部条件付）・認可外保育園補助制度・時短勤務制度	<ul style="list-style-type: none">・資格取得支援制度・社内公募制度・ビジネスプランコンテスト・チャレンジ管理職制度・定期的な個人面談の実施

また、人材育成については、上記に加えて入社年次やレイヤーに応じた研修を行うことで、スキルアップをサポートしています。特に将来の幹部候補者向けには代表取締役社長自らが次世代経営者候補の育成のための研修等を行うとともに、各取締役・執行役員等が講師となって、マネジメントやリーダーシップを育成する研修を実施し、次世代のマネジメント層・経営人材の育成を図っております。

その他にも、当社は、女性の活躍推進に注力をしており、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「えるぼし認定」の制度において、正社員に占める女性比率、管理職に占める女性比率等の5つの認定基準を全て満たし、2025年2月に最高位の3つ星（3段階目）を取得しております。

(3) リスク管理及び機会

当社グループでは、リスク・コンプライアンス委員会において各種リスク管理の方針等について審議等を行い、管理部門を中心としてリスクの評価及び対応を実施するとともに、案件に応じて、取締役会及び経営会議に報告等を行う仕組みを構築しています。

リスク管理の詳細は「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」及び「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」をご参照ください。

(4) 指標及び目標

当社では、上記「(2) 戦略」において記載した事項の実現のため、次のように目標を策定しており、提出会社における実績は以下となっております。

取組	指標 (提出会社)	目標 (2027年)	実績 (当事業年度)
人材定着	従業員定着率	80%以上	80.0%
女性活躍推進	女性管理職比率	40%以上	31.6%

(注1) 連結グループの主要な事業を営む会社において関連する指標のデータ管理及び具体的な取組が行われているが、連結グループに属する全ての会社では行われておらず連結グループにおける記載が困難であるため、提出会社における指標及び目標、実績を記載しております。

(注2) 従業員定着率：100% - 「離職者数」 ÷ 「起算日在籍していた社員数」 × 100

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している重要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、当該記載事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努めてまいります。

(1) 事業環境に関するリスクについて

業界動向について

当社グループは、主にWebメディア及びソーシャルメディアを活用したマーケティング事業を行ってあります。株式会社電通の「2024年 日本の広告費」によれば、2024年の国内インターネット広告市場は、SNSなどのソーシャルプラットフォーム上の縦型動画広告をはじめ、コネクテッドTV（インターネットに接続されたテレビ受像機）などの動画広告需要が一層高まることにより、前年比9.6%増の3兆6,517億円と推計され、総広告費における「インターネット広告費」は堅調に伸長し、総広告費に占める構成比は47.6%に達しました。また、当社及び株式会社デジタルインファクト調べ「2024年 国内ソーシャルメディアマーケティングの市場動向調査」によれば、2024年の国内ソーシャルメディアマーケティング市場は、前年比12.8%増の1兆2,038億円、2029年には2兆1,313億円まで成長すると推計されております。

当社グループの主力事業であるソーシャルメディアマーケティング事業が属するインターネット広告市場は、今後も堅調に成長すると予想しております。一方で社会情勢や景気変動により広告主の広告支出が増減する傾向があるため、国内マクロ経済の動向及び国内主要産業部門における事業環境が変化した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

インフルエンサーとの関係

当社主力事業のソーシャルメディアマーケティング事業では、影響力の強いインフルエンサーの確保が必要となります。当社はインフルエンサーに対し、広告案件の継続的なご紹介やSNSへの投稿に関する法令・ガイドラインの順守等の有用な情報を提供することにより、親密かつ広範なネットワークを構築しております。

しかしながら、様々な要因の変化によりインフルエンサーとの信頼関係が低下した場合や、広告主のニーズに合ったインフルエンサーを十分に確保できない場合、インフルエンサーが広告審査基準等を遵守しない又は当社の広告案件以外において炎上する等の当社の管理することができない事態が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

サービスの陳腐化について

インターネット広告市場は、日々新たな技術革新やサービスの提供が行われる市場であり、多くの競合他社が事業展開をしております。そのため、トレンドの変化への対応及び競合他社より有益な価値をクライアント企業に対し提供する必要があります。当社グループでは、クライアント企業のニーズに対応するために常に新たな技術の導入やサービス機能の強化及び拡充、技術者の確保に努めております。

しかしながら、保有するサービス及び技術等が陳腐化し、変化に対する十分な対応が困難となった場合、あるいは変化するクライアント企業のニーズに的確な対応ができなくなった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

法的規制について

当社グループの事業においては、主に不当景品類及び不当表示防止法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、個人情報の保護に関する法律、著作権法、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律等の規制を受けております。また、法令やインターネット広告業界における自主規制、各種ガイドライン等の遵守を徹底した事業運営を行っておりますが、万一これらの違反に該当するような事態が発生した場合や、今後新たな法令等の制定、既存法令等の解釈変更がなされ事業が制約を受けることになった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、インフルエンサーの投稿に関しては、AIツールの導入や社内外の二重審査を実施するなど、全投稿案件の確認を徹底しており、法令違反等の不適切な投稿を未然に防止するための広告審査体制を構築しておりますが、当該投稿が広告関連法令等に違反する場合や、第三者の著作権、肖像権等を侵害する場合、不適切な投稿による炎上が発生した場合や投稿がステルスマーケティングと見做された場合には、法令違反による行政処分等を受けるリスクに加えて、当社グループのブランドイメージが悪化する等、社会的信用や評判に波及し、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

主要SNSのユーザー利用動向やプラットフォームの規制変更等について

当社グループの広告商品は、Instagram、Facebook、X、TikTok、LINE等の主要SNSプラットフォーム上のマーケティング手法を中心としております。利用者が増加傾向にあるSNSプラットフォームは広告媒体としての

訴求力が高まるところから、各SNSプラットフォームのユーザーの利用動向は重要な指標となります。そのため、当社グループではこれらの動向に関する情報収集を行っておりますが、既存のSNSにおけるユーザーの利用動向の変化や、新たなSNSの流行に対して、当社グループの適切なインフルエンサーの会員組織化等の対応が遅れた場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当該プラットフォーム規約・規制等の変更により、従来可能であった広告手法を用いることが出来なくなる可能性があり、当社グループのマーケティング手法や体制の変更等の対応が遅れた場合や、SNSのセキュリティ面の不備により当該プラットフォームの信頼性に疑義が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

情報セキュリティに係るリスクについて

コンピューターシステムの瑕疵、実施済みのセキュリティ対策の危険化、マルウェア・コンピューターウイルス、コンピューターネットワークへの不正侵入、役職員の過誤、自然災害、アクセス増加等の一時的な過負荷等により、重要データの漏洩、コンピュータープログラムの不正改ざん、システムダウン等の損害が発生する可能性があり、その結果、第三者からの損害賠償請求、当社グループの信用下落等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

個人情報の管理に係るリスクについて

当社グループは、SMM事業、HR事業及びライブ配信プラットフォーム事業を通じて取得した個人情報を保有しております、「個人情報の保護に関する法律」の規定に則って作成したプライバシーポリシーに沿って管理しております。しかし、情報セキュリティに係るリスク等により個人情報が漏洩した場合や個人情報の収集過程で問題が生じた場合、当社グループへの損害賠償請求や当社グループの信用の下落等の損害が発生し、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

知的財産権に係るリスクについて

当社グループは、知的財産権の社内管理体制を強化しており、主要サービスについては、商標権を取得し、その知的財産権を保護する管理体制としておりますが、契約条件の解釈の齟齬等により、当社グループが第三者から知的財産権侵害の訴訟、使用差止請求等を受けた場合、又は第三者が当社グループの知的財産権を侵害するような場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

訴訟等の発生リスクについて

当社グループでは、コンプライアンス管理規程を制定し、役職員に対して当該規程を遵守させることで、法令違反等の発生リスクの低減に努めています。しかしながら、当社グループ及び役職員の法令違反等の有無に関わらず、会員や取引先、第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があります。提起された訴訟の内容及び結果によっては、多大な訴訟対応費用の発生や企業ブランドイメージの悪化等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

自然災害・パンデミック等に係るリスクについて

地震や台風等の自然災害、テロ攻撃、ウイルス・伝染病等の集団感染（パンデミック）といった事象が発生した場合、正常な事業活動が困難になるおそれがあります。当社グループの拠点及びコンピューターネットワークのインフラは、サービスによって、一定の地域に集中しているため、同所で自然災害等が発生した場合には多大な損害を被る可能性があります。また、自然災害等の発生によりインフルエンサーの投稿が自粛されるような事態が生じた場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 事業の運営体制に関するリスクについて

特定経営者への依存について

当社グループの経営は専門的な知識、技術、経験を持つ、代表取締役を含む役員及び幹部社員が経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。その為これら役職員が、何らかの理由によって退任、退職し、後任者の採用が困難となった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

人材の獲得及び育成

当社グループは、今後の事業拡大に応じて必要な人材の継続的な確保と育成が重要であると考えています。その為にも積極的な採用と早期戦力化のための育成制度の構築に努めていく方針ですが、必要な人材の確保及び育成が計画通り進まなかった場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じる可能性があり、この場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

内部管理体制の構築について

当社グループは、グループ企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置づけ、多様な施策を実施しておりますが、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、取締役、従業員等に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

配当政策について

当社グループは、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保を確保しつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。

しかしながら現段階においては成長過程であると認識しており、今後の事業発展及び経営基盤強化を鑑み、内部留保の充実をする優先するため、配当を行っておりません。将来的には、業績及び財政状態等を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針ですが、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

(3) その他のリスクについて

企業買収及び資本業務提携等のリスクについて

企業買収や資本業務提携等を行う際には、事前に対象企業の財務内容や契約内容等の審査を十分に実施し、各種リスクの低減に努めています。しかしながら、これらの調査実施後の事業環境等の変化により、対象企業の収益性が低下した場合は減損損失が発生する場合があり、対象企業との資本業務提携等を解消することになる場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

企業買収及び資本業務提携実施時において、当該リスクが顕在化する可能性の全てを合理的に予測することは困難であると認識しております。そのため、当社グループでは当該リスクに対し、取締役やオブザーバーの派遣や継続的な業績のモニタリングを実施する等、リスクが顕在化する前に対策を講じるように努めています。

新規事業・新規子会社の事業進捗のリスクについて

当社グループでは、引き続き当社の強みを活かした新規事業の立ち上げや当社グループとしての事業拡大等を目的とした新規子会社の設立等を実施してまいります。新規事業の立ち上げ時や新規子会社の設立時等においては事前に事業計画を策定し、計画の評価や事業リスクの分析を実施しております。しかしながら、計画対比の事業進捗の遅延の発生や、事業環境の変化等により、売上および利益に影響を及ぼす可能性があります。また、当初の計画以上に人材確保、設備増強等のための追加的な費用が発生する可能性があり、この点でも利益に影響を及ぼす可能性があります。

新規事業の立ち上げ時や新規子会社の設立時等にあたって、当該リスクが顕在化する可能性の全てを合理的に予測することは困難であると認識しております。そのため、当社では当該リスクに対し、経営会議や取締役会での定期的な報告等を通じたモニタリングを実施し、リスクが顕在化する前に対策を講じるように努めています。また、事業の縮小・撤退基準を設けることで、全社としての事業リスクのコントロールを実施しております。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、好調な建設需要やデジタル投資の拡大などによる押し上げで、穏やかな改善傾向にあります。一方で、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響が景気を下押しするリスクとなっており、加えて、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクがあるなど、依然として先行き不透明な状況にあります。

当社グループが事業展開を行う2024年の国内インターネット広告市場は、動画広告を中心に成長し、前年比9.6%増の3兆6,517億円（注1）と推計され、総広告費に占める構成比は47.6%に達しました。また、2024年の国内ソーシャルメディアマーケティング市場は、前年比12.8%増の1兆2,038億円、2029年には2兆1,313億円（注2）まで成長すると推計されております。

このような環境の中、当社グループでは「コミュニケーションを価値に変え、世の中を変える。」をミッションとし、「SMM（ソーシャルメディアマーケティング）事業」、「ライブ配信プラットフォーム事業」、「HR（ヒューマンリソース）事業」を展開してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高7,131百万円（前年同期比4.4%減）、営業利益349百万円（前年同期は営業損失1,719百万円）、経常利益344百万円（前年同期は経常損失1,712百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益385百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1,954百万円）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

a. SMM事業

SMM事業では企業がSNSプラットフォームを通して消費者へ行うマーケティング活動を総合的に支援しており、主に「インフルエンサーモード」、「SNSアカウント運用」、「SNS広告」、「インターネット広告販売」を行っております。

「インフルエンサーモード」では、「NINARY」及び「Ripre」を中心に、当社グループ独自のインフルエンサーネットワークを活用したプロモーション施策の企画提案を行っております。

「SNSアカウント運用」では、企業・ブランドのSNS公式アカウントの企画・コンサルティングを含めた運用代行を行っております。

「SNS広告」では、ソーシャルメディアプラットフォームの運用広告、ソーシャルメディアのプラットフォーム連動の独自メディアを活用した「to buy」などのプロモーション施策の企画提案を行っています。

「インターネット広告販売」では、ソーシャルメディア関連広告を中心とした、他社の広告商品の販売を行っております。

当連結会計年度においては、SNS広告が堅調に推移し、サービスとしては増収となったものの、全体としてはインフルエンサーモードにおける大型案件の反動減の影響や、SNSアカウント運用の伸び悩みがあり、SMM事業の売上高は6,611百万円（前年同期比5.9%減）、営業利益は1,187百万円（前年同期比20.6%減）となりました。

b. ライブ配信プラットフォーム事業

ライブ配信プラットフォーム事業では連結子会社である株式会社WithLIVEにおいて、有名アーティスト・タレント等とオンラインで1対1の対話ができるサービス等を行っております。

当連結会計年度においては、オンラインイベントのみならず、オフラインイベントにおける電子チケット事業の利用拡大、さらに独自の抽選システムの導入も進んだことで、推し活における特典会のDXを一気通貫して手がけるようになったことにより、売上高は425百万円（前年同期比20.6%増）、営業利益は29百万円（前年同期比6.0%増）となりました。

c. その他

その他では「HR事業」等を行っております。

当連結会計年度においては、中途人材紹介人数と平均単価の増加により、売上高は97百万円（前年同期比3.7%増）、営業利益は22百万円（前年同期は営業損失71百万円）となりました。

（注1）出典：株式会社電通「2024年 日本の広告費」

（注2）出典：サイバー・バズ / デジタルインファクト調べ「2024年 国内ソーシャルメディアマーケティングの市場動向調査」

財政状態については以下のとあります。
(資産)

当連結会計年度末における流動資産は2,483百万円となり、前連結会計年度末に比べ847百万円増加いたしました。これは主に現金及び預金が748百万円増加、貸倒引当金が2,202百万円減少した一方で、受取手形及び売掛金が2,206百万円減少したことによるものであります。固定資産は624百万円となり、前連結会計年度末に比べ521百万円減少いたしました。これは主に敷金及び保証金が388百万円、のれんが61百万円、顧客関連資産が31百万円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は3,108百万円となり、前連結会計年度末に比べ325百万円増加いたしました。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は1,728百万円となり、前連結会計年度末に比べ449百万円減少いたしました。これは主に短期借入金が350百万円、未払消費税等が98百万円減少したことによるものであります。固定負債は627百万円となり、前連結会計年度末に比べ375百万円増加いたしました。これは主に社債が300百万円、長期借入金が92百万円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は2,355百万円となり、前連結会計年度末に比べ74百万円減少いたしました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は752百万円となり、前連結会計年度末に比べ400百万円増加いたしました。これは主に利益剰余金が385百万円増加したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は18.8%（前連結会計年度末は7.3%）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ748百万円増加し、当連結会計年度末には1,276百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は272百万円（前連結会計年度末は933百万円の使用）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益400百万円、仕入債務の増加132百万円、減価償却費85百万円による増加要因、法人税等の支払額204百万円、未払又は未収消費税等の減少133百万円による減少要因によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果獲得した資金は433百万円（前連結会計年度末は652百万円の使用）となりました。これは主に、敷金及び保証金の回収による収入392百万円、投資有価証券の売却による収入53百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は42百万円（前連結会計年度末は748百万円の獲得）となりました。これは主に、社債の発行による収入300百万円、長期借入れによる収入200百万円による増加要因、短期借入金の純増減額の減少350百万円、長期借入金の返済による支出108百万円による減少要因によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a . 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b . 受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)	前年同期比(%)
SMM事業(千円)	6,610,870	5.9
ライブ配信プラットフォーム事業(千円)	423,184	20.8
その他事業(千円)	97,109	8.6
合計(千円)	7,131,164	4.4

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)		当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社サイバーエージェント	1,461,228	19.6	1,772,685	24.9

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りに関して、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる可能性があります。

また、この連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおりであります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績

経営状態の分析については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」に含めて記載しております。

b. 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営上目標とする客観的な指標」をご参照ください。当社グループでは売上高及び広告粗利を重視しております。引き続きこれらの指標について増加するよう取り組んでまいります。

c. 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。また、経営者の問題認識、今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループは、更なる成長を図る為に、成長フェーズにあった組織体制の確立と優秀な人材の確保が必要であり、今後も積極的な採用活動を継続して実施する方針です。当社グループの資金需要の一定割合は、人材及び事務所の拡充であり、必要な資金は自己資金及び借入による資金調達により充足することを基本的な方針としつつ、必要に応じて新株発行等のエクイティ・ファイナンスによる資金調達についても検討を行う予定であります。

5 【重要な契約等】

当社は、当社の株主である株式会社セレス（以下、「セレス」）との間で、資本業務提携契約（以下、「本提携契約」）を締結しております。

（1）資本提携の内容

セレスは、本提携契約の締結日に、当社の株主であった株式会社デジタルガレージから市場外取引により当社株式770,000株を譲受けております。

（2）業務提携の内容

双方が運営するサービスのデータの特性を生かしたプロダクト連携及び相互の顧客基盤に対するクロスマーケティング・クロスセルの展開を中心として、資本業務提携に伴う積極的な効果を可能な限り最大限発揮できるよう、相互に、実務上可能な限り協力を行ってまいります。

（3）当社の役員候補者を指名する権利を有する旨の合意

契約に関する内容等は次のとおりであります。

契約の概要

契約締結日	相手先の名手	相手先の住所	合意の内容
2025年 6 月 30 日	株式会社セレス	東京都渋谷区桜丘町 1 - 1	<ul style="list-style-type: none">セレスの指名する者 1 名を当社の取締役会のオブザーバーとして選任し、本提携契約締結後に開催される当社の取締役会に出席させることセレスの指名する者 1 名を当社の取締役候補者とすること <p>なお、当該取締役候補者が当社の取締役に選任された場合、セレスの前記オブザーバー選任権は失効し、当該取締役が在任中はオブザーバーを選任しない</p>

合意の目的

セレスはデジタルマーケティング業界における豊富な知見を有しており、相互に連携を深めることを目的としております。

取締役会における検討状況その他の当社における合意に係る意思決定に至る過程

セレスが指名する 1 名の取締役を選任することで、その知見と経験を活かし、経営全般への監督と有効な助言をいただされることを期待して、1 名の取締役候補者を次回株主総会の選任議案に付議することについて合意しております。

合意が当社の企業統治に及ぼす影響

セレスによる当社経営への寄与によりガバナンス体制の向上を図ることができるものと考えております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資（無形固定資産への投資を含む）の総額は6,129千円であります。その主なものは経年劣化に伴う入替による備品の取得6,129千円を計上したことによるものであります。また、当連結会計年度において重要な設備の除却・売却等（無形固定資産を含む）については、DETEKURU及びpickkaサービス終了に伴いソフトウェア（合計27,939千円）を除却、経年劣化によりパソコン（合計6,642千円）を除却・売却いたしました。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2025年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	SMM事業 全社（共通）	業務設備	36,517	95,055	5,155	136,728	161 (7)

（注）1. 休止中の設備はありません。

2. 本社の建物は賃借物件であり、年間賃借料は95,348千円であります。

3. 従業員数の（ ）は、臨時雇用者数を外書しております。

(2) 国内子会社

2025年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
				建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)	
（株）ソーシャルベース	本社 (福岡県福岡市)	SMM事業	業務設備	10,482	3,577	14,059	32 (4)

（注）1. 休止中の設備はありません。

2. 本社の建物は賃借物件であり、年間賃借料は18,712千円であります。

3. 従業員数の（ ）は、臨時雇用者数を外書しております。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2025年12月19日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,037,100	4,037,100	東京証券取引所 グロース市場	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式であります。 単元株式数は100株 であります。
計	4,037,100	4,037,100	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2025年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

a . 第 2 回新株予約権 (2016年 9 月23日臨時株主総会決議)

決議年月日	2016年 9 月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 50 (注) 5 .
新株予約権の数(個)	80 (注) 1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,000 (注) 1 . 4 .
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300 (注) 2 . 4 .
新株予約権の行使期間	自 2018年 9 月30日 至 2026年 9 月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300 資本組入額 150 (注) 4 .
新株予約権の行使の条件	(注) 3 .
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1 . 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 . 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 . 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

4 . 2019年2月6日開催の取締役会決議により、2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5 . 付与対象者の区分及び人数につきましては、割当日現在の区分及び人数を記載しております。なお、付与対象者の退職による権利の喪失により、提出日の前月末現在(2025年11月30日)の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員3名となっております。

b. 第3回新株予約権(2018年5月31日臨時株主総会決議)

決議年月日	2018年5月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社監査役 1(注)6.
新株予約権の数(個)	358(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 17,900(注)1.5.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	820(注)2.5.
新株予約権の行使期間	自 2020年6月1日 至 2028年5月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 820 資本組入額 410(注)5.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

4. 組織再編に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記1に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権で行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

- (1)当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた時は、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2)新株予約権の割当を受けた者が、当会社又は当社子会社における取締役、監査役又は従業員の地位を失った場合には、再編対象会社は当該取締役、監査役又は従業員の地位を失った者が有していた新株予約権の全部につき無償で取得することができる。

新株予約権の行使条件

募集新株予約権の行使期間に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 2019年2月6日開催の取締役会決議により、2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 付与対象者の区分及び人数につきましては、割当日現在の区分及び人数を記載しております。なお、付与対象者の退職による権利の喪失により、提出日の前月末現在(2025年11月30日)の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名となっております。

c. 第4回新株予約権(2020年9月16日取締役会決議)

決議年月日	2020年9月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社監査役 3 当社執行役員 5(注)5.
新株予約権の数(個)	254(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 25,400(注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,650(注)2.
新株予約権の行使期間	自 2023年10月15日 至 2030年9月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,650 資本組入額 1,825
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(時価を発行として行う公募増資、新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、監査役又は執行役員又は従業員の地位にあることを要する。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割(当社が分割会社となる場合に限る。)、新設分割、株式交換(当社が完全子会社となる場合に限る。)又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のないしホに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 1 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2 で定められる行使価額を調整して得られる組織再編後の行使価額に、上記 1 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の行使条件

上記 3 に準じて決定する

新株予約権の取得に関する事項

- (1)当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、又は、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書若しくは株式移転の株式移転計画に関する議案が株主総会で承認されたとき（株主総会の承認を要しない場合には、取締役会の決議で承認されたとき）は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2)新株予約権の割当を受けた者が、死亡以外の理由により、当社又は当社子会社における取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を失った場合には、当社は当該取締役又は従業員の地位を失った者が有していた新株予約権の全部につき無償で取得することができる。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

5. 付与対象者の区分及び人数につきましては、割当日現在の区分及び人数を記載しております。なお、付与対象者の退職による権利の喪失により、提出日の前月末現在（2025年11月30日）の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役4名、監査役2名、執行役員3名となっております。

d. 第5回新株予約権(2021年5月12日取締役会決議)

決議年月日	2021年5月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社監査役 3 当社執行役員 7 当社従業員 11(注)5.
新株予約権の数(個)	320(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 32,000(注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,275(注)2.
新株予約権の行使期間	自 2024年6月17日 至 2031年5月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,275 資本組入額 1,138
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(時価を発行として行う公募増資、新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、監査役又は執行役員又は従業員の地位にあることを要する。

他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割(当社が分割会社となる場合に限る。)、新設分割、株式交換(当社が完全子会社となる場合に限る。)又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 1 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2 で定められる行使価額を調整して得られる組織再編後の行使価額に、上記 1 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の行使条件

上記 3 に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、又は、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書若しくは株式移転の株式移転計画に関する議案が株主総会で承認されたとき（株主総会の承認を要しない場合には、取締役会の決議で承認されたとき）は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者が、死亡以外の理由により、当社又は当社子会社における取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を失った場合には、当社は当該取締役又は従業員の地位を失った者が有していた新株予約権の全部につき無償で取得することができる。

新株予約権を使用した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

5. 付与対象者の区分及び人数につきましては、割当日現在の区分及び人数を記載しております。なお、付与対象者の退職による権利の喪失により、提出日の前月末現在（2025年11月30日）の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役 4 名、監査役 2 名、執行役員 4 名、従業員 6 名となっております。

e. 第6回新株予約権(2021年12月15日取締役会決議)

決議年月日	2021年12月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社執行役員 1(注)5.
新株予約権の数(個)	80(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,000(注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,069(注)2.
新株予約権の行使期間	自 2025年1月13日 至 2031年12月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,069 資本組入額 535
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(時価を発行として行う公募増資、新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当子会社における取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割(当社が分割会社となる場合に限る。)、新設分割、株式交換(当社が完全子会社となる場合に限る。)又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 1 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2 で定められる行使価額を調整して得られる組織再編後の行使価額に、上記 1 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の行使条件

上記 3 に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

(1)当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、又は、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書若しくは株式移転の株式移転計画に関する議案が株主総会で承認されたとき（株主総会の承認を要しない場合には、取締役会の決議で承認されたとき）は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(2)新株予約権の割当を受けた者が、死亡以外の理由により、当社又は当社子会社における取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を失った場合には、当社は当該取締役又は従業員の地位を失った者が有していた新株予約権の全部につき無償で取得することができる。

新株予約権を使用した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

5. 付与対象者の区分及び人数につきましては、割当日現在の区分及び人数を記載しております。

ｆ. 第7回新株予約権（2022年2月9日取締役会決議）

決議年月日	2022年2月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5 当社監査役 3 当社執行役員 4 当社従業員 12（注）5.
新株予約権の数（個）	410（注）1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 41,000（注）1.
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,101（注）2.
新株予約権の行使期間	自 2025年3月17日 至 2032年2月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,101 資本組入額 551
新株予約権の行使の条件	（注）3.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4.

当事業年度の末日（2025年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年11月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（時価を発行として行う公募増資、新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 1 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2 で定められる行使価額を調整して得られる組織再編後の行使価額に、上記 1 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の行使条件

上記 3 に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

- (1)当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、又は、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書若しくは株式移転の株式移転計画に関する議案が株主総会で承認されたとき（株主総会の承認を要しない場合には、取締役会の決議で承認されたとき）は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2)新株予約権の割当を受けた者が、死亡以外の理由により、当社又は当社子会社における取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を失った場合には、当社は当該取締役又は従業員の地位を失った者が有していた新株予約権の全部につき無償で取得することができる。

新株予約権を使用した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

5. 付与対象者の区分及び人数につきましては、割当日現在の区分及び人数を記載しております。なお、付与対象者の退職による権利の喪失により、提出日の前月末現在（2025年11月30日）の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役5名、監査役2名、執行役員4名、従業員6名となっております。

g. 第8回新株予約権(2023年5月10日取締役会決議)

決議年月日	2023年5月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社執行役員 3 当社従業員 13(注)5.
新株予約権の数(個)	490(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 49,000(注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,375(注)2.
新株予約権の行使期間	自 2026年6月1日 至 2033年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,375 資本組入額 688
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(時価を発行として行う公募増資、新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当子会社における取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割(当社が分割会社となる場合に限る。)、新設分割、株式交換(当社が完全子会社となる場合に限る。)又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 1 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2 で定められる行使価額を調整して得られる組織再編後の行使価額に、上記 1 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の行使条件

上記 3 に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

- (1)当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、又は、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書若しくは株式移転の株式移転計画に関する議案が株主総会で承認されたとき（株主総会の承認を要しない場合には、取締役会の決議で承認されたとき）は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2)新株予約権の割当を受けた者が、死亡以外の理由により、当社又は当社子会社における取締役、執行役員又は従業員の地位を失った場合には、当社は当該取締役又は従業員の地位を失った者が有していた新株予約権の全部につき無償で取得することができる。

新株予約権を使用した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

5. 付与対象者の区分及び人数につきましては、割当日現在の区分及び人数を記載しております。なお、付与対象者の退職による権利の喪失により、提出日の前月末現在（2025年11月30日）の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役5名、執行役員3名、従業員10名となっております。

h. 第9回新株予約権(2025年2月12日取締役会決議)

決議年月日	2025年2月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社執行役員 3 当社従業員 10 当社子会社役員 2(注)5.
新株予約権の数(個)	580(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 58,000(注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	783(注)2.
新株予約権の行使期間	自 2028年3月1日 至 2035年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 783 資本組入額 391
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(時価を発行として行う公募増資、新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。

他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割(当社が分割会社となる場合に限る。)、新設分割、株式交換(当社が完全子会社となる場合に限る。)又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 1 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2 で定められる行使価額を調整して得られる組織再編後の行使価額に、上記 1 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の行使条件

上記 3 に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

(1)当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、又は、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書若しくは株式移転の株式移転計画に関する議案が株主総会で承認されたとき（株主総会の承認を要しない場合には、取締役会の決議で承認されたとき）は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(2)新株予約権の割当を受けた者が、死亡以外の理由により、当社又は当社子会社における取締役、執行役員又は従業員の地位を失った場合には、当社は当該取締役又は従業員の地位を失った者が有していた新株予約権の全部につき無償で取得することができる。

新株予約権を使用した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

5. 付与対象者の区分及び人数につきましては、割当日現在の区分及び人数を記載しております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2020年10月1日～ 2021年9月30日 (注)	60,000	3,843,100	6,000	463,021	6,000	463,021
2021年10月1日～ 2022年9月30日 (注)	74,000	3,917,100	7,725	470,746	7,725	470,746
2022年10月1日～ 2023年9月30日 (注)	70,500	3,987,600	7,375	478,121	7,375	478,121
2023年10月1日～ 2024年9月30日 (注)	49,500	4,037,100	6,500	484,621	6,500	484,621
2024年10月1日～ 2025年9月30日	-	4,037,100	-	484,621	-	484,621

(注)新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2025年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	13	13	14	9	1,223	1,273	-
所有株式数 (単元)	-	26	1,950	17,963	595	20	19,797	40,351	2,000
所有株式数の割 合(%)	-	0.06	4.83	44.52	1.47	0.05	49.06	100.00	-

(注)自己株式13,506株は「個人その他」に135単元、「単元未満株式の状況」に6株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
高村彰典	東京都目黒区	1,205,600	29.96
株式会社セレス	東京都渋谷区桜丘町1番1号	770,000	19.14
株式会社サイバーエージェント	東京都渋谷区宇田川町40番1号	600,000	14.91
株式会社マイナビ	東京都千代田区一ツ橋1丁目1-1	175,000	4.35
株式会社クリア	東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3	160,000	3.98
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	89,813	2.23
ユナイテッド株式会社	東京都渋谷区渋谷1丁目2-5	84,400	2.10
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6-21	72,300	1.80
近田哲昌	神奈川県川崎市宮前区	46,500	1.16
清板大亮	東京都港区	43,900	1.09
計	-	3,247,513	80.72

(注) 1. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は自己株式(13,506株)を控除して計算しております。

2. 前事業年度末において主要株主であった株式会社デジタルガレージは、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

3. 前事業年度末において主要株主でなかった株式会社セレスは、当事業年度末現在では主要株主となっております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 13,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,021,600	40,216	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 2,000	-	-
発行済株式総数	4,037,100	-	-
総株主の議決権	-	40,216	-

(注)「単元未満株式」には、当社所有の自己保有株式が6株含まれております。

【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社サイバー・バズ	東京都渋谷区桜丘町12番10号	13,500	-	13,500	0.33
計	-	13,500	-	13,500	0.33

(注)上記には、単元未満株式6株は含まれおりません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1	810
当期間における取得自己株式	-	-

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	13,506	-	13,506	-

3 【配当政策】

利益配分につきましては、当社は成長拡大の過程にあり、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は、内部留保の充実を図る方針であります。

また、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への利益配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針でありますが、現時点において、配当実施の可能性及び実施時期等については、未定であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤を長期的に安定させるための財務体質の強化及び将来の継続的な事業展開を実現するための資金として、有効に活用していくことを方針としております。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款において定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「コミュニケーションを価値に変え、世の中を変える。」というミッションに基づき、当社が継続的に成長していくためには、各ステークホルダーから継続的な信頼を得ることが重要であると認識しております。

また、内部統制管理を徹底し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、積極的かつ迅速な情報開示による透明性・健全性の向上と、市場の変化、経営環境の変化に対応できるような組織体制の継続的な強化・改善に努めています。

企業統治の体制の概要及びその理由

コーポレート・ガバナンスの仕組みは、その時点で会社の目的達成に最適と思われる仕組みを採用することとしています。従って、社会環境・法的環境の変化に伴い適宜見直すこととしています。

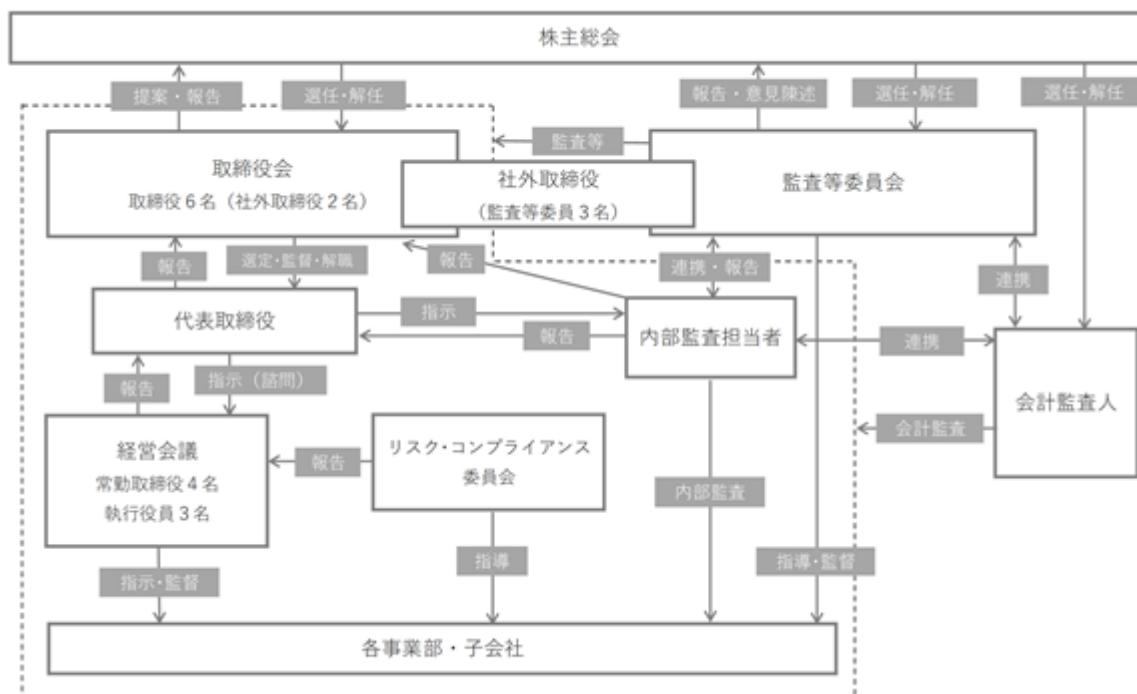
当社は、監査等委員会設置会社を選択しており、会社法に定める機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置しております。

監査等委員会設置会社を選択している理由としては、取締役会において経営の基本方針や業務執行に関する重要事項の決定をすることに加えて、監査等委員である社外取締役が経理・財務・法律知識等の専門的な知見に基づき、中長期的な企業価値向上を図る観点から経営方針等に対する助言、取締役の業務執行の監査・監督、会社と取締役との間の利益相反の監督等を行うことで、コーポレート・ガバナンスの充実を図るためであります。

また、当社は代表取締役直轄の組織として内部監査室を設置し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。内部監査室は、独立した機関として各事業部や子会社に対する内部監査を実施し、その結果について代表取締役及び監査等委員会に報告をしております。内部監査の結果発見された改善事項等については、監査等委員会及び会計監査人と連携のうえ、内部監査室において改善状況等のモニタリングも実施しております。

上記のほか、機動的な経営のため、常勤取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員にて構成された経営会議を設置し、取締役会で定められた事項を除く重要な業務の執行を決定しております。経営会議には、必要に応じて監査等委員である社外取締役や内部監査室の担当者が出席し、業務執行や内部統制についての監査をしております。

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の概況図は、以下のとおりであります。



a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名（うち社外取締役2名）と監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）により構成されており、毎月1回の定期取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会では、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。また、社外取締役は豊富な経営経験及び幅広い知見を活かして、客観的な立場から職務執行の適正性を監視する機能を担っております。

b. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、取締役 3 名（うち社外取締役 3 名）により構成されており、原則、毎月 1 回の監査等委員会を開催し、法令、定款、当社監査等委員会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。

また、取締役会や必要に応じて経営会議をはじめ重要な会議に出席し、業務報告の聴取、重要な決裁書類等の閲覧及び内部監査室の報告や関係者の聴取等を実施し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行及び内部統制についての監査を実施しております。

c. 経営会議

当社の経営会議は、常勤取締役（監査等委員である取締役を除く。）4 名及び執行役員 3 名により構成されており、経営に関する重要事項の討議の他、当社運営に関する全社的・総括的なリスク管理の報告及び対応策の検討の場として、毎週 1 回定時経営会議を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時経営会議を開催しております。

また、必要に応じて監査等委員である社外取締役や内部監査室の担当者、指名された従業員が出席し、主に適切なリスク管理や対応策の検討等が行われているかを中心として業務執行及び内部統制についての監査を実施しております。

d. 会計監査人

当社は、和泉監査法人を会計監査人として選任しております。また、同監査法人及び同監査法人の業務執行社員と当社の間に特別な利害関係はありません。

監査等委員会及び内部監査室は、会計監査人と適宜各監査結果の共有及び監査結果に関する協議をすることで、適切かつ網羅的な監査を実施しております。

e. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、当社の経営に悪影響を及ぼす恐れのあるリスクの低減、回避等の危機管理体制を構築するとともに、コンプライアンス活動に必要な情報の共有を図るため、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。同委員会は、常勤取締役（監査等委員である取締役を除く。）4 名、内部監査室の担当者及び必要に応じて指名された従業員により構成されており、四半期に 1 回定時リスク・コンプライアンス委員会を開催するとともに、必要に応じて臨時リスク・コンプライアンス委員会を開催しております。また、リスク・コンプライアンス委員会の結果を取締役会に報告する他、必要に応じて監査等委員である社外取締役が出席をし、適切なリスク管理が行われているかを監督しております。

当社のリスク・コンプライアンス委員会においては、子会社を含めた当社グループ全体を取り巻くリスク管理を実施しており、リスク毎の緊急性や経営への影響度の大きさ等に応じて迅速かつ適切な対応方針を決定し、対応状況のモニタリングや取締役会等への報告を実施しております。

機関ごとの構成員は次のとおりであります。（ は議長、委員長を表す。役員のみを表示）

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	経営会議	リスク・コンプライアンス委員会
代表取締役	高村 彰典				
取締役	膽畠 匠志				
取締役	三木 佑太				
取締役	岩田 真一				
社外取締役	蓮見 麻衣子				
社外取締役	都木 聰				
監査等委員である取締役（社外取締役）	都 賢治				
監査等委員である取締役（社外取締役）	吉羽 真一郎				

監査等委員である取締役（社外取締役）	松本 浩介				
--------------------	-------	--	--	--	--

内部統制システムの整備状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、次のとおり定めております。

a . 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・管理部門は、コンプライアンス管理規程に従い、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- ・内部監査室は、内部監査規程に従い、取締役及び使用人の職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて管理部門と連携し、その指摘に基づいて各部の業務管理・運用制度を整備するほか、内部通報規程等の社内規程に従い、法令違反行為等に関する内部通報制度を運用し、問題の早期発見・未然防止を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
- ・内部監査室及び監査等委員会は、内部監査規程、監査等委員会規則、監査等委員会監査基準に従い、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款、諸規程に適合しているか、会社の業務の適正が確保されているか監査する。
- ・当社グループは、反社会的勢力排除規程に基づき、反社会的勢力と一切の関わりを持たず、不当な要求を排除する。また、警察、弁護士等と緊密な連携体制を構築することに努める。

b . 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令、機密情報取扱規程、文書取扱規程、情報セキュリティ規程等の社内規程に従い、適切に保存及び管理を行う。

c . 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・事業部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
- ・管理部門は、コンプライアンスの状況に関して継続的なモニタリングを行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。
- ・リスク・コンプライアンス委員会は、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、当社グループのリスク管理の実施について監督する。
- ・内部監査室は、内部監査規程等の社内規程に従い、組織横断的な状況把握、監視を行い、代表取締役社長に対してリスク管理に関する事項を報告する。
- ・危機発生時には、社内取締役は、取締役会に対し損失の危機の内容、発生する損失の程度等当社グループに対する影響について報告を行うほか、リスク管理規程に従い、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。

d . 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- ・取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回開催する。また、取締役会の他、会社の機動的な経営のため、毎週1回定期経営会議を開催し、取締役会で定められた事項を除く重要な事項について、効果的な経営執行を行う。

e . 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、当社グループ全体のコンプライアンス、リスクマネジメント体制の構築に努める。
- ・当社は、当社グループの管理に関する関係会社管理規程に従い、当社グループ全体の業務の円滑化と管理の適正化を図る
- ・子会社における重要事項については、職務分掌規程に従って行うほか、子会社担当取締役が当社の経営会議及び取締役会への報告を行い、業務の適正を図る。
- ・管理部門は、子会社の取締役と協力をし、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催するほか、リスクの早期発見・未然防止に努める。危機発生時には、子会社担当取締役は、当社の取締役会において危険の内容・発生する損失の程度等の報告を行うほか、リスク管理規程に従い、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。
- ・子会社の経営上の重要事項については、子会社の経営の独立性を尊重しつつ、職務分掌規程に従い、重要事項及びリスク状況に関しては事前に当社の経営会議、取締役会等に報告及び議案とすることを義務付ける。
- ・内部監査室は、子会社の取締役と協力をし取締役及び使用人の職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて管理部門と連携し、業務管理・運用制度を整備するほか、法令違反行為等に関する内部通報制度を運用し、問題の早期発見・未然防止を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。

f. 監査等委員会の職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

当社は補助すべき使用者を置いた場合、当該使用者は監査等委員会監査基準に従い、監査等委員会の指揮命令下で監査等委員会の補助業務を遂行する。また、当該使用者の人事異動、評価等の人事処遇に関する事項については、事前に監査等委員会の同意を得た上で決定するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び上司その他の者からの独立性を確保する。

g. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用者が監査等委員に報告するための体制

- ・監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか経営会議及び希望する任意の会議に出席する。監査等委員会は、当社グループの取締役及び使用者に対し業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用者は、これに応じて速やかに報告する。
- ・監査等委員会は、必要があると認めたときは、当社グループの取締役及び使用者に対し事業の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査する。
- ・内部監査室は、当社グループに関する重要な機関決定事項、経営状態のうち重要な事項、著しい損害を及ぼすおそれのある事項等の重要事項を定期的に監査等委員会に報告する。

h. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、解雇・懲戒処分その他の不利な取り扱いを行わないよう周知・徹底する。

i. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払又は償還等の請求をしたときは、監査等委員会の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

j. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会は、監査等委員会監査基準に従い、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- ・監査等委員会は、監査等委員会監査基準に従い、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- ・監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか経営会議及び希望する任意の会議に出席し、又は取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用者から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用者は、これに応じて速やかに報告する。
- ・監査等委員は、必要があると認めたときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用者に対し事業の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査する。

k. 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、内部監査室は、内部監査規程に従い、全社的な統制活動及び業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、市場、情報セキュリティ、環境、労務、サービスの品質・安全等さまざまな事業運営上のリスクについて、「リスク管理規程」を制定し、リスクに対する基本的な方針や管理方法を明確にすることにより、リスクの早期発見と未然防止に努めています。また、外部の顧問弁護士等の専門家を通報窓口とする内部通報制度を制定し、法令違反や不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることで、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、役員との間で責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を定めており、当社と各社外取締役（監査等委員である取締役を含む）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない時に限られます。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D & O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社役員、執行役員及び子会社役員あります。被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を補填することとしており、被保険者は保険料を負担しておりません。故意または重大過失に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により補填されません。

取締役の定数

当社の取締役は14名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。なお、累積投票制度は採用しておりません。

中間配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を機動的に行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当を行う事ができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

取締役会の活動状況 当事業年度において当社は、定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を1回開催し、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
高村 彰典	13回	13回
膽畠 匠志	13回	13回
三木 佑太	13回	13回
蓮見 麻衣子	13回	13回
田中 将志	7回	7回
都 賢治	13回	12回
吉羽 真一郎	13回	13回
松本 浩介	13回	13回

田中将志取締役は2025年6月30日に辞任をしているため、開催回数が7回となっております。

取締役会における具体的な検討内容として、経営方針に関する事項、株式に関する事項、決算および事業報告に関する事項、取締役及び執行役員に関する事項、人事・組織に関する事項、株主総会に関する事項、内部統制システムに関する事項、規程に関する事項、関係会社に関する事項、報酬に関する事項等について、審議し決議いたしました。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	高村 彰典	1974年4月5日生	1997年4月 興和株式会社入社 1999年1月 株式会社サイバー・エージェント入社 2005年8月 同社広告事業本部担当執行役員就任 2005年12月 同社取締役就任 2006年4月 当社取締役就任 2010年10月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注)3	1,205,600
取締役	岩田 真一	1974年12月14日生	1998年4月 株式会社富士銀行(現:株式会社みずほ銀行)入行 2018年7月 太陽グランツソントン・アドバイザーズ株式会社入社 シニアマネージャー 2019年11月 フューチャー株式会社ファイナンシャル&アカウンティンググループ長 2021年11月 AlpacaJapan株式会社CFO就任 2022年4月 データセクション株式会社入社 経営管理部ゼネラルマネージャー 2022年6月 ソリッドインテリジェンス株式会社取締役就任 2022年6月 株式会社ディーエスエス取締役就任 2022年6月 データセクション株式会社取締役CFO就任 2023年2月 データセクション株式会社代表取締役副社長CFO就任 2024年2月 データセクション株式会社代表取締役社長CEO兼CFO就任 2024年6月 データセクション株式会社代表取締役副社長CFO兼COO就任 2024年11月 データセクション株式会社取締役副社長CFO兼COO就任 2024年12月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-
取締役	三木 佑太	1987年9月25日生	2010年4月 株式会社サイバー・エージェント入社 当社出向 2016年4月 当社執行役員就任 2019年12月 当社取締役就任(現任)	(注)3	6,000
取締役	膽畠 匠志	1977年7月18日生	2001年4月 株式会社サイバー・エージェント入社 2006年4月 株式会社シーエー・エイチ代表取締役就任(出向) 2012年7月 株式会社サイバー・エージェント人事本部人材開発本部長 2014年9月 株式会社サイバー・エージェント社長室長 2018年4月 株式会社シーエー・モバイル(現:株式会社CAM)取締役就任(出向) 2021年12月 当社取締役就任(現任)	(注)3	14,200
取締役	蓮見 麻衣子	1974年9月9日生	1997年4月 株式会社フジテレビジョン入社 2005年8月 フィデリティ投信株式会社入社 2009年7月 有限会社エバーリッチャセットマネジメント入社(現任) 2018年6月 当社社外取締役就任(現任) 2021年3月 ニューラルポケット株式会社(現:ニューラルグループ株式会社)社外取締役就任(現任) 2021年3月 Zホールディングス株式会社(現:LINEヤフー株式会社)社外取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)3	5,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	都木 聰	1971年11月9日生	1994年4月 野村證券株式会社入社 2000年2月 株式会社サイバーエージェント入社 2003年1月 有限会社ジェノー・アンド・カンパニー設立 取締役就任（現任） 2005年1月 株式会社セレス設立 代表取締役社長就任（現任） 2016年6月 株式会社ゆめみ取締役就任 2017年7月 ピットバンク株式会社社外取締役就任（現任） 2017年9月 株式会社マーキュリー設立 代表取締役社長就任 2018年8月 株式会社マーキュリー取締役就任 2018年8月 株式会社ディアナ設立 取締役就任 2020年7月 株式会社マーキュリー代表取締役社長就任（現任） 2023年12月 株式会社アポロ・キャピタル設立 代表取締役社長就任（現任） 2025年12月 当社取締役就任（現任）	(注)3	-
取締役（監査等委員）	都 賢治	1959年11月14日生	1983年4月 アーサーアンダーセン会計事務所入所 1989年3月 都会計事務所（現・税理士法人アルタス）設立 所長就任（現任） 1990年8月 株式会社アルタス設立 代表取締役就任（現任） 1992年9月 株式会社グロービス取締役就任 2003年9月 株式会社マクロミル社外監査役就任 2006年12月 株式会社アイスタイル社外監査役就任（現任） 2011年3月 トレンダーズ株式会社社外監査役就任 2011年7月 株式会社チームスピリット社外取締役就任 2013年6月 株式会社グロービス監査役就任（現任） 2015年11月 税理士法人アルタス代表社員就任（現任） 2015年11月 株式会社グライダーアソシエイツ社外監査役就任 2017年6月 株式会社アシロ社外監査役就任 2018年6月 当社社外監査役就任 2022年12月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2024年6月 株式会社メディックス社外取締役（監査等委員）就任（現任）	(注)4	-
取締役（監査等委員）	吉羽 真一郎	1973年11月4日生	2000年10月 弁護士登録 2011年10月 株式会社enish社外監査役就任 2015年1月 潮見坂綜合法律事務所パートナー就任（現任） 2015年11月 ウォンテッドドリー株式会社社外取締役（監査等委員）就任 2017年5月 株式会社スタジオアタオ社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2018年6月 当社社外監査役就任 2018年7月 株式会社キッズライン社外監査役就任 2019年3月 株式会社ハマイ社外監査役就任 2019年6月 フリュー株式会社社外監査役就任（現任） 2021年3月 株式会社ハマイ社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2022年8月 株式会社ジグザグ社外監査役就任（現任） 2022年12月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役（監査等委員）	松本 浩介	1967年6月2日生	1987年1月 株式会社リョーマ入社 1994年1月 ファミリービズ株式会社取締役就任 1998年6月 時刻表情報サービス株式会社（現・株式会社JR東日本アイステイションズ）取締役就任 1999年6月 同社代表取締役就任 2004年7月 株式会社ザッパラス取締役就任 2011年6月 株式会社enish取締役就任 2016年3月 KLab株式会社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2016年3月 ピクスタ株式会社社外取締役就任 2016年5月 株式会社スタジオアタオ社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2018年6月 当社社外取締役就任 2018年6月 株式会社キッズライン社外取締役就任（現任） 2018年9月 サイマックス株式会社取締役就任 2019年3月 ピクスタ株式会社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2020年12月 株式会社ジグザグ社外取締役就任（現任） 2024年12月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）	(注)4	14,600
計					1,245,400

(注) 1. 取締役蓮見麻衣子及び都木聰は、社外取締役であります。

2. 取締役（監査等委員）都賢治、吉羽真一郎及び松本浩介は、社外取締役であります。

3. 2025年12月18日開催の定時株主総会終結の時から、2026年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

4. 2024年12月23日開催の定時株主総会終結の時から、2026年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

5. 当社は、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査等委員1名を選任しております。補欠監査等委員の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
五島 康一	1966年10月25日生	2003年12月 株式会社ファーストエスコ（現株式会社エフオン）入社 2010年7月 株式会社スリー・ディー・マトリックス入社 2013年7月 株式会社スプリックス入社 2014年12月 株式会社スプリックス監査役就任 2015年8月 株式会社スプリックス取締役（監査等委員）就任 2019年1月 dely株式会社監査役就任 2019年7月 株式会社アーリーワークス監査役就任（現任） 2020年7月 株式会社カカオピッコマ監査役就任（現任） 2020年10月 株式会社Walklog監査役就任（現任） 2023年6月 株式会社早稲田学習研究会社外取締役就任 2025年5月 株式会社Polyuse監査役就任（現任）	-

5. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりあります。

職名	氏名
メディア第2本部及び組織づくり本部担当執行役員	佐藤 亮平
メディア第3本部担当執行役員	岡部 晃彦
テクノロジー・クリエイティブ本部担当執行役員	佐々木 空

社外役員の状況

当社の社外取締役は5名（うち監査等委員は3名）であります。社外役員による当社株式の保有は「役員一覧」の「所有株式数」の欄に記載のとおりです。

社外取締役の蓮見麻衣子は、スタンフォード大学経営大学院においてMBAを取得しており、会社の経営に関する豊富な知識とファンドマネージャーとしての職務を通じて培われた金融アナリストとしての高い見識を有しております。当該知見に基づき、経済情勢等を踏まえた適切かつ有意義な助言を行っていることから、適任と判断し選任しております。なお、有限会社エバーリッチャセットマネジメントのファンドマネージャー、ニューラルグループ株式会社の社外取締役、LINEヤフー株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。LINEヤフー株式会社は、当社との間で営業取引を行っております。その他の会社と当社との間に営業取引はありません。また社外取締役蓮見麻衣子は当社株式を5,000株保有しておりますが、その他の利害関係はありません。

社外取締役の都木聰氏は、上場企業を含む多数の企業経営者を歴任し培われてきた経営者としての豊富な経験と知識を有しております。また、当社事業と親和性の高い広告配信、広告代理店業、インフルエンサーマーケティングに関する豊富な経験と知見も有しております。当該知見に基づき、当社の経営全般に対する有益な助言をいただけることが期待できることから、適任と判断し選任しております。

社外取締役（監査等委員）の都賢治は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的な経験と知識に加えて、会社経営に長年携わってきたことで培われた豊富な知識と経験を有しております。当該経験・知識に基づき、取締役会及び監査等委員会において、社外取締役（監査等委員）として独立かつ客観的な視点から、当社の経営を監視し、的確な助言を行っていることから、適任と判断し選任しております。なお、税理士法人アルタスの代表社員、株式会社アルタスの代表取締役、株式会社アイスタイルの社外監査役、株式会社グロービスの監査役、株式会社メディックスの社外取締役（監査等委員）であります。これらと当社との間に営業取引はありません。また当社と社外取締役（監査等委員）都賢治の間で、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）の吉羽真一郎は、弁護士の資格を有しており、企業法務やコンプライアンスに精通し、デジタルコンテンツ等のインターネットビジネスの専門的な経験と知識を有していることに加えて、上場企業の役員として、長年監査・監督に携わってきたことで培われた豊富な知識と経験を有しております。当該経験・知見に基づき、取締役会及び監査等委員会において、社外取締役（監査等委員）として独立かつ客観的な視点から、特に法律的な観点より当社の経営を監視し、的確な助言を行っていることから、適任と判断し選任しております。なお、潮見坂綜合法律事務所のパートナー弁護士、株式会社スタジオアタオ及び株式会社ハマイの社外取締役（監査等委員）、フリュー株式会社及び株式会社ジグザグの社外監査役であります。潮見坂綜合法律事務所は、当社との間で委任契約がありますが、当社からの支払い報酬は同法律事務所の規模に比して少額であり、同氏は当社の委任案件には一切関与しておりません。フリュー株式会社は、当社との間で営業取引を行っております。その他の会社と当社との間に営業取引はありません。また当社と社外取締役（監査等委員）吉羽真一郎の間で、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）の松本浩介は、長年企業経営者を歴任し培われてきた経営者として豊富な経験と知識を有しております。また、2018年より当社の社外取締役として、経営全般に関して適切かつ有益な助言を多数いたしております。当該経験・知識に基づき、社外取締役（監査等委員）として独立かつ客観的な視点から、経営全般について当社の経営を監視し、的確な助言を行っていることから、適任と判断し選任しております。なお、KLab株式会社、株式会社スタジオアタオ及びピクスタ株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社キッズライン及び株式会社ジグザグの社外取締役であります。これらと当社との間に営業取引はありません。また社外取締役松本浩介は当社株式を14,600株保有しておりますが、その他の利害関係はありません。

なお、当社は社外取締役を選任するための独立性に関する基本方針は定めておりませんが、豊富な知識や経験に基づく客観的な視点を有する者であること等を重視し、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役の選任に努めています。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査担当者及び社外取締役（監査等委員）は、会計監査人と三者間ミーティングの場を設けて意見交換を行い、内部監査結果及び監査等委員監査結果の報告を行い、会計監査人に対して会計監査の過程で検出された事項について報告を求め、対処するなど、監査の実効性確保に努めています。

さらに、内部監査や監査等委員監査及び内部統制に関する状況については、社外取締役（監査等委員）から取締役会へ共有を行うとともに、必要に応じて改善点の指摘等を実施することで牽制体制が有効となるよう努めています。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役 3 名により構成されており、いずれも高い専門性を有する社外取締役であり、高い独立性を確保しております。原則、毎月 1 回の定例監査等委員会のほか、必要に応じて臨時の監査等委員会を開催し、会社の運営状況等について意見交換を行い、監査方針、監査計画、監査に関する重要事項の協議及び決議を行っております。

各監査等委員は、監査等委員会で定めた監査の基本方針・監査計画に従い、取締役会と経営会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧及び内部監査担当者の報告や関係者の聴取などにより、取締役の業務執行及び内部統制についての監査を実施しております。

当事業年度における各監査等委員の状況、監査等委員会の開催状況及び出席状況は以下の通りです。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
監査等委員	都賢治	13回	13回
監査等委員	吉羽真一郎	13回	13回
監査等委員	松本浩介	10回	10回

当事業年度における具体的な検討内容としては、主に業務運営の適法性及び企業集団としての企業行動規範の遵守状況の監視、取締役会、経営会議による経営判断の妥当性の評価、内部統制システムの整備・運用状況の監視を行い、必要に応じて社内の重要な会議への出席・助言、執行役員・内部監査室等への業務の執行状況のヒアリングを実施すること等を通じて内部統制上のリスクの把握・改善案の提示等を行ってまいりました。

また、内部監査室の担当者から内部監査結果のヒアリング及び改善事項等への助言、会計監査人からの会計監査に関するヒアリング等を実施してまいりました。

監査等委員会は、監査等委員である社外取締役 3 名より構成されており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行が法令、定款等に基づき行われているか監査を行うとともに、内部監査室及び会計監査人との意見交換等の連携を強化いたします。

なお、監査等委員である社外取締役都賢治は、税理士としての専門知識を有し、社外監査役の経験も豊富であります。監査等委員である社外取締役吉羽真一郎は、弁護士の資格を有しております、企業法務やコンプライアンスに精通していることから法律的側面から意見具申等を行っております。また、監査等委員である社外取締役松本浩介氏は、企業経営者としての豊富な経験・知識に加えて、2018年より当社の社外取締役として経営全般に関して適切かつ有益な助言を行っております。いずれの監査等委員である社外取締役も、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

内部監査の状況

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制強化のために、代表取締役直轄の独立した組織として内部監査室を設置し、全部門を対象に業務監査を計画的に実施しております。内部監査室には担当者 1 名を配置しております。内部監査の結果については、代表取締役に直接報告され、後日、改善状況の確認のため、フォローアップ監査を行っております。

また、内部監査室は、内部監査を実施する過程で検出された事項について、毎月定時監査等委員会に出席して報告をすることに加えて、必要に応じて監査等委員である取締役と意見交換を行い、監査等委員である取締役と協同して監査を実施する等の対応をいたします。内部監査の結果については、内部監査室が監査等委員及び監査法人との監査結果報告会に出席し意見交換を行っております。

内部監査の実効性を確保するための取組としては、内部監査室は、代表取締役への報告の他に、監査等委員会へ監査結果・活動内容の報告を行い、監査等委員会と連携をするとともに、内部監査の結果に特筆すべき事項があつた場合には取締役会に報告することとし、実効性を確保するように努めております。特筆すべき事項以外の内部監査結果については、内部監査室から取締役会への直接報告は行っておりませんが、内部監査室と情報共有している管理担当取締役から取締役会に対してリスク管理、コンプライアンスの状況の報告を実施しております。

会計監査の状況
a.監査法人の名称
和泉監査法人

b.継続監査期間
1年間

c.業務を執行した公認会計士
代表社員・業務執行社員 加藤 雅之
業務執行社員 秦 昌幸
業務執行社員 寺門 義昭

d.監査業務における補助者の構成
公認会計士 4名
公認会計士試験合格者等 1名
その他 1名

e.監査法人の選定方針と理由

当社では、監査法人の選定方針は特に定めておりませんが、会計監査人に必要とされる独立性、専門性及び品質管理体制、その他当社が属する業界理解度等を総合的に勘案の上で判断しております。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告するものといたします。

f.監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。監査法人の品質管理体制や監査チームの独立性、専門性及び監査等委員や経営者とのコミュニケーションなどを評価し、監査法人の職務遂行に問題がないかを判断いたします。

g.監査法人の異動

当社の監査人は次のとおり異動をしております。
前連結会計年度及び前事業年度 有限責任監査法人トーマツ
当連結会計年度及び当事業年度 和泉監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

異動に係る監査公認会計士等の氏名又は名称
選任する監査公認会計士等の氏名又は名称
和泉監査法人
退任する監査公認会計士等の氏名又は名称
有限責任監査法人トーマツ
異動の年月日 2024年12月23日
異動監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日 2019年2月14日
異動監査公認会計士等が作成した監査報告書又は内部統制報告書等における内容等
該当事項はありません。

異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、2024年12月23日開催予定の第19回定期株主総会の終結の時をもって任期満了となります。同監査法人の会計監査は適切かつ妥当に行われる体制を十分に備えているものと考えておりますが、長年にわたって監査を継続していることから、会計監査人の交代により新たな視点での監査が期待できることに加え、当社の業務内容や事業規模に見合った監査対応及び監査報酬の相当性を総合的に勘案し、複数の監査法人の候補対象者の中から選定いたしました。

上記の理由及び経緯に対する監査報告書又は内部統制報告書等の記載事項に係る異動監査公認会計士等の意見
特段の意見はない旨の回答を得ております。

上記の理由及び経緯に対する監査報告書又は内部統制報告書等の記載事項に係る監査等委員会の意見

妥当であるとの回答を得ております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	61,300	-	28,500	1,500
連結子会社	-	-	-	-
計	61,300	-	28,500	1,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、監査証明業務に基づく報酬にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社における非監査業務の内容は、監査契約を締結するための予備調査業務等であります。
3. 上記以外に、前連結会計年度の監査に係る追加報酬として18,600千円を、前任会計監査人である有限責任監査法人トーマツに対して支払っております。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬 (a.を除く)
該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、会社の規模、業務内容、監査日数等を考慮して監査等委員会と協議の上、監査等委員会の同意を得て決定いたします。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査法人の業務執行体制・品質管理体制、監査業務執行の妥当性について総合的に勘案し、適正であると判断した場合には会社法第399条第1項の同意をいたします。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は各役員の報酬等の額については、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、各役員の担当業務及びその内容、経済情勢等を考慮し、金額を決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2022年12月14日開催の第17回定時株主総会において、年額400,000千円以内（うち社外取締役分は年額50,000千円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役3名）です。また当該報酬とは別枠で、2022年12月14日開催の第17回定時株主総会において、年額100,000千円以内（うち社外取締役分は年額10,000千円以内）の範囲内において新株予約権の公正な評価額を報酬の額に追加することについて決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役3名）です。その他、2025年12月18日開催の第20回定時株主総会において、年額150,000千円以内（社外取締役を除く）の範囲内において譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の額を追加することについて決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役2名）です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2022年12月14日開催の第17回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役3名）です。

当社は、2024年12月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を、以下のとおり決議しております。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬により構成され、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、当社の売上・営業利益等の業績、時価総額等の企業価値を基準として算出して定めております。

b. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等を支給する場合、内容・算定方法等について、株主総会で承認された限度額の範囲内において、当社の売上・営業利益等の業績、時価総額等の企業価値を基準として決定いたします。

また、当社の取締役会は、取締役の個人別の報酬等の決定に関して、代表取締役社長の高村彰典に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の額は、取締役会の一任を受けた代表取締役社長高村彰典が決定しておりますが、決定に当たっては事前に監査等委員である取締役からの客観的な意見を聴取したうえで決定していることを確認しており、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	124,986	113,010	11,976	-	-	4
社外取締役	4,200	4,200	-	-	-	1
社外取締役（監査等委員）	12,600	12,600	-	-	-	3

（注）取締役の員数は、無報酬の取締役2名（うち社外取締役2名）を除いております。なお、無報酬の取締役のうち1名は、2025年6月30日をもって辞任した取締役になります。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式を純投資目的の投資株式とし、それ以外の目的の株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社が保有する株式は非上場株式であるため、記載を省略しております。

b . 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	2	0
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (千円)
非上場株式	1	53,916
非上場株式以外の株式	-	-

c . 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年10月1日から2025年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年10月1日から2025年9月30日まで)の財務諸表について、和泉監査法人による監査を受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

前連結会計年度及び前事業年度 有限責任監査法人トーマツ

当連結会計年度及び当事業年度 和泉監査法人

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応する事ができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構及び監査法人等が主催する研修等に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位 : 千円)

	前連結会計年度 (2024年 9月30日)	当連結会計年度 (2025年 9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	528,651	1,276,957
受取手形及び売掛金	3,236,094	1,029,557
仕掛品	-	1,162
貯蔵品	972	665
その他	72,582	174,961
貸倒引当金	2,202,612	-
流動資産合計	1,635,687	2,483,304
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	54,845	54,845
減価償却累計額	4,170	7,844
建物附属設備(純額)	50,674	47,000
工具、器具及び備品	155,203	149,831
減価償却累計額	33,747	51,111
工具、器具及び備品(純額)	121,456	98,719
有形固定資産合計	172,130	145,719
無形固定資産		
のれん	184,523	123,015
ソフトウェア	16,792	5,155
顧客関連資産	67,451	36,447
その他	47,187	31,458
無形固定資産合計	315,954	196,076
投資その他の資産		
投資有価証券	29,048	23,496
繰延税金資産	44,249	62,843
敷金及び保証金	564,072	175,411
その他	21,364	21,364
投資その他の資産合計	658,733	283,116
固定資産合計	1,146,819	624,912
資産合計	2,782,507	3,108,217

(単位 : 千円)

	前連結会計年度 (2024年 9月30日)	当連結会計年度 (2025年 9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	708,411	840,793
短期借入金	850,000	500,000
1年内返済予定の長期借入金	108,000	108,000
契約負債	47,951	59,368
未払金	106,479	60,652
未払法人税等	110,154	23,695
未払消費税等	111,804	13,183
ポイント引当金	7,030	6,160
その他	127,891	116,257
流動負債合計	2,177,722	1,728,110
固定負債		
社債	-	300,000
長期借入金	216,000	308,000
繰延税金負債	36,314	19,626
固定負債合計	252,314	627,626
負債合計	2,430,036	2,355,736
純資産の部		
株主資本		
資本金	484,621	484,621
資本剰余金	484,621	484,621
利益剰余金	739,092	353,122
自己株式	32,739	32,740
株主資本合計	197,409	583,378
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,476	1,801
その他の包括利益累計額合計	4,476	1,801
新株予約権	150,584	167,300
純資産合計	352,470	752,480
負債純資産合計	2,782,507	3,108,217

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月30日)
売上高	1 7,462,203	1 7,131,164
売上原価	4,560,856	4,436,986
売上総利益	2,901,347	2,694,178
販売費及び一般管理費	2 4,620,828	2 2,344,614
営業利益又は営業損失()	1,719,481	349,563
営業外収益		
ポイント収入額	3,430	2,117
助成金収入	9,112	1,990
役員報酬返納額	-	5,239
受取保険金	-	10,000
受取返還金	4,000	-
雑収入	1,216	1,222
営業外収益合計	17,758	20,568
営業外費用		
投資事業組合運用損	1,377	2,779
支払利息	8,263	14,582
社債利息	-	5,301
雑損失	704	2,608
営業外費用合計	10,345	25,271
経常利益又は経常損失()	1,712,067	344,859
特別利益		
投資有価証券売却益	-	3 53,916
新株予約権戻入益	-	5,237
その他	-	162
特別利益合計	-	59,316
特別損失		
減損損失	4 15,929	-
投資有価証券評価損	5 58,000	-
固定資産除却損	-	6 3,622
特別損失合計	73,929	3,622
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	1,785,997	400,553
法人税、住民税及び事業税	190,909	49,867
法人税等調整額	22,492	35,282
法人税等合計	168,417	14,584
当期純利益又は当期純損失()	1,954,414	385,969
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	1,954,414	385,969

【連結包括利益計算書】

(単位 : 千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月30日)
当期純利益又は当期純損失 ()	1,954,414	385,969
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,290	2,675
その他の包括利益合計	2,290	2,675
包括利益	1,952,124	383,294
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,952,124	383,294

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	478,121	478,121	1,215,322	32,647	2,138,916	2,186	2,186	117,368	2,258,471
当期変動額									
新株の発行(新株予約権の行使)	6,500	6,500			13,000				13,000
親会社株主に帰属する当期純損失()			1,954,414		1,954,414				1,954,414
自己株式の取得				91	91				91
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						2,290	2,290	33,215	35,505
当期変動額合計	6,500	6,500	1,954,414	91	1,941,506	2,290	2,290	33,215	1,906,000
当期末残高	484,621	484,621	739,092	32,739	197,409	4,476	4,476	150,584	352,470

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	484,621	484,621	739,092	32,739	197,409	4,476	4,476	150,584	352,470
当期変動額									
親会社株主に帰属する当期純利益			385,969		385,969				385,969
自己株式の取得				0	0				0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						2,675	2,675	16,716	14,040
当期変動額合計	-	-	385,969	0	385,968	2,675	2,675	16,716	400,009
当期末残高	484,621	484,621	353,122	32,740	583,378	1,801	1,801	167,300	752,480

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	1,785,997	400,553
減価償却費	101,672	85,671
のれん償却額	61,507	61,507
投資有価証券売却損益(は益)	-	53,916
投資事業組合運用損益(は益)	1,377	2,779
固定資産除却損	-	3,622
新株予約権戻入益	-	5,237
助成金収入	9,112	1,990
受取保険金	-	10,000
株式報酬費用	33,215	21,953
支払利息及び社債利息	8,263	19,884
減損損失	15,929	-
投資有価証券評価損益(は益)	58,000	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,202,612	-
売上債権の増減額(は増加)	333,139	3,924
棚卸資産の増減額(は増加)	1	855
仕入債務の増減額(は減少)	1,202,343	132,382
未払金の増減額(は減少)	23,944	45,826
未払又は未収消費税等の増減額	20,985	133,218
ポイント引当金の増減額(は減少)	1,350	870
契約負債の増減額(は減少)	16,484	11,416
その他	52,590	6,197
小計	735,359	485,583
利息の支払額	8,263	19,884
助成金の受取額	9,112	1,990
保険金の受取額	-	10,000
法人税等の支払額	199,371	204,690
法人税等の還付額	206	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	933,675	272,998
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	37,500	-
投資有価証券の売却による収入	-	53,916
有形固定資産の取得による支出	169,289	6,129
無形固定資産の取得による支出	14,160	-
敷金及び保証金の差入による支出	431,275	6,979
敷金及び保証金の回収による収入	-	392,500
投資活動によるキャッシュ・フロー	652,226	433,307
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	850,000	350,000
長期借入れによる収入	1,000,000	200,000
長期借入金の返済による支出	1,114,000	108,000
新株予約権の行使による株式の発行による収入	13,000	-
社債の発行による収入	-	300,000
その他	91	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	748,908	42,000
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	836,993	748,306
現金及び現金同等物の期首残高	1,365,645	528,651
現金及び現金同等物の期末残高	528,651	1,276,957

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

株式会社ソーシャルベース

株式会社BuzzJob

株式会社WithLIVE

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他の有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ 棚卸資産

仕掛品、貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4年～15年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（3～5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度末において貸倒引当金は計上しておりません。

ロ ポイント引当金

Ripre会員に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

なお、本人としての性質が強いと判断される取引については、顧客から受領する対価の総額を収益として認識しておりますが、顧客への財とサービスの提供において当社がその財又はサービスを支配しておらず、代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受領する対価から関連する原価を控除した総額、あるいは手数料の金額を収益として認識しております。また、履行義務の対価は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

() SMM事業

・インフルエンサーモニタリング

インフルエンサーモニタリングの主な履行義務は、最適なインフルエンサーを起用したプロモーション施策を提供することであり、当該履行義務は顧客との契約条件の達成時点において充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

・SNSアカウント運用

SNSアカウント運用の主な履行義務は、顧客の公式SNSアカウントの運用を代行することであり、当該履行義務は、SNSアカウントの運用期間にわたり充足されるため、当該期間にわたり収益を認識しております。

・SNS広告

SNS広告における収益は、主にソーシャルメディアプラットフォームの運用広告やプロモーション施策の企画提案による収入からなります。ソーシャルメディアプラットフォームの運用広告の主な履行義務は、ソーシャルメディアプラットフォーム広告の運用を行うことであり、当該履行義務は、広告の配信実績に応じて充足されるため、当該期間にわたり収益を認識しております。プロモーション施策の企画提案の主な履行義務は、ソーシャルメディアのプラットフォーム連動の独自メディアを活用したプロモーション施策を提供することであり、当該履行義務は、顧客との契約条件の達成時点において充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

・インターネット広告販売

インターネット広告販売における収益は、主に広告配信及び広告制作収入からなります。インターネット広告配信の主な履行義務は、広告の配信をソーシャルメディアを中心として行うことであり、当該履行義務は、広告の配信実績に応じて充足されるため、当該期間にわたり収益を認識しております。広告制作収入の主な履行義務は、広告に係る制作物を提供することであり、当該履行義務は、制作物の納品時点において充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

() HR事業

HR事業における主な履行義務は、当社が蓄積してきたSNSマーケティングの知見を活かして顧客が求める適切な人材を紹介することであり、当該履行義務は、当社から紹介した人材が顧客企業に入社した時点で収益を認識しております。

() ライブ配信プラットフォーム事業

ライブ配信プラットフォーム事業における主な履行義務は、アーティストとユーザーがオンライン上でトークができるプラットフォームの提供であり、アプリ内で購入したポイントを使用し、オンライントークを利用できるサービスとなっております。当該履行義務は、ユーザーがポイントを利用した時点で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却に関しては、5年間の均等償却を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(のれんの評価)

(1)当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	184,523千円	123,015千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社は、2023年9月期において株式会社WithLIVEの発行済全株式を取得し、連結子会社としております。当該企業結合により識別したのれんについて、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、減損の兆候の有無を検討しております。減損の兆候が識別された場合には、事業計画を基礎に算定されたのれんの

残存償却期間内の割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較して減損損失の要否を判定します。そして、減損損失を認識すべきと判定されたのれんについては、回収可能価額まで減額し、減損損失を計上することとしてあります。なお、当連結会計年度においては、認識されたのれんについて、事業計画を用いた将来キャッシュ・フローの見積りに基づいて減損不要と判断しております。

主要な仮定

当該事業計画の見積りにおける主要な仮定は、過去の経営成績に基づく売上高の成長率です。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定である売上高の成長見込みは、経営環境や市場動向の影響を受けるため、見積りの不確実性を伴い、売上高等の実績が事業計画を大幅に下回る場合には減損損失として認識する可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1)当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	44,249千円	62,843千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積もりの内容に関する情報

当社グループは、企業会計上の資産・負債と税務上の資産・負債との差額である一時差異等について税効果会計を適用し、繰延税金資産を算出してあります。また、繰延税金資産は、将来の事業計画等に基づいた課税所得を合理的に見積もり、回収可能性を検討し、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

将来の事業計画等に基づく課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があるため、将来の事象の仮定又は予測に変化が生じ、将来の課税所得に悪影響を及ぼすことが見込まれることとなった場合には、繰延税金資産の金額に重要な影響が生じる可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会） 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、国際財務報告基準第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、国際財務報告基準第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、国際財務報告基準第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、国際財務報告基準第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年9月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
売掛金	3,236,094	1,029,557

(連結損益計算書関係)

1 売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「連結財務諸表 注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
減価償却費	95,664千円	83,827千円
給料及び手当	952,886	1,004,055
ポイント引当金繰入額	30,601	23,170
のれん償却額	61,507	61,507
貸倒引当金繰入額	2,202,612	-
支払手数料	268,567	251,622

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額」にて記載を省略していいた「支払手数料」は、販売費及び一般管理費の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より注記しております。

この結果、前連結会計年度の「販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額」に「支払手数料」268,567千円を記載しております。

3 投資有価証券売却益

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

当社が保有する投資有価証券の一部について、売却した際に生じた投資有価証券売却益53,916千円を計上しております。

4 減損損失

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

前連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

事業	用途	場所	種類	金額(千円)
新規事業開発	事業用資産	東京都渋谷区	ソフトウェア	15,929

減損損失の認識に至った経緯

当社グループの事業用資産については、回収可能性が認められないと判断したため減損損失として計上しております。

資産のグルーピングの方法

事業用資産については主に管理会計上の事業区分に基づきグルーピングしております。

回収可能価額の算出方法

前連結会計年度において減損要否の判定を行い、投資額の回収が見込まれていない事業用資産について、帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、営業活動から生じる将来キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いて算出しております。ただし上記資産については営業活動から生じる将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額をゼロとして、その帳簿価額の全額を減損処理しております。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

5 投資有価証券評価損

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

当社グループが保有する投資有価証券のうち、実質価額が著しく下落したものについて、減損処理を実施したものです。

当連結会計年度（自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日）

該当事項はありません。

6 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日)
工具器具備品	- 千円	500千円
ソフトウェア	-	3,122
計	-	3,622

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	2,290 千円	2,675 千円
組替調整額	-	-
法人税等及び税効果調整前	2,290	2,675
法人税等及び税効果額	-	-
その他有価証券評価差額金	2,290	2,675
その他の包括利益合計	2,290	2,675

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注 1）	3,987,600	49,500	-	4,037,100
合計	3,987,600	49,500	-	4,037,100
自己株式				
普通株式（注 2）	13,459	46	-	13,505
合計	13,459	46	-	13,505

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加49,500株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加46株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	150,584
	合計	-	-	-	-	-	150,584

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	4,037,100	-	-	4,037,100
合計	4,037,100	-	-	4,037,100
自己株式				
普通株式(注1)	13,505	1	-	13,506
合計	13,505	1	-	13,506

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	167,300
	合計	-	-	-	-	-	167,300

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金勘定	528,651千円	1,276,957千円
現金及び現金同等物	528,651	1,276,957

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
1年内	117,018	117,018
1年超	165,775	48,757
合計	282,793	165,775

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金は主に自己資金で賄っております。また、営業目的及び事業戦略上の投資資金の調達は、銀行借入など、最適な資金調達手法により行う方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。これらは支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

敷金及び保証金のうち、オフィスの賃借に伴うものについては、差入先の信用リスクに晒されています。一方、敷金及び保証金のうち供託金については、前払式特定取引前受金の保全措置として法務局への供託をしているものであり、信用リスクに晒されておりません。

社債及び長期借入金は、主に営業目的及び事業戦略上の投資資金調達のためのものであります。支払金利は固定金利であるため、金利の変動リスクには晒されておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、取引先審査・与信管理ガイドラインに従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各事業部からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
敷金及び保証金	564,072	539,302	24,769
資産計	564,072	539,302	24,769
長期借入金	324,000	318,144	5,855
負債計	324,000	318,144	5,855

1. 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「契約負債」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

2. 「敷金及び保証金」については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

3. 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めています。
4. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資（連結貸借対照表計上額 29,048千円）についても記載を省略しております。
5. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
敷金及び保証金	1,749	-	-	146,091

「敷金及び保証金」のうち供託金416,231千円については、訴訟による仮差押さえ及び前払式特定取引前受金の保全措置として、法務局への供託をしているものであり、返還時期を合理的に見積もることが困難なため、上記の表に含まれておりません。

6. 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	850,000	-	-	-	-	-
長期借入金	108,000	108,000	108,000	-	-	-

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
敷金及び保証金	175,411	141,086	34,325
資産計	175,411	141,086	34,325
社債	300,000	298,330	1,669
長期借入金	416,000	412,361	3,638
負債計	716,000	710,691	5,308

1. 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「契約負債」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。
2. 「敷金及び保証金」については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。
3. 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めています。
4. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資（連結貸借対照表計上額 23,496千円）についても記載を省略しております。
5. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
敷金及び保証金	1,248	-	-	142,952

「敷金及び保証金」のうち供託金31,210千円については、前払式特定取引前受金の保全措置として、法務局への供託をしているものであり、返還時期を合理的に見積もることが困難なため、上記の表に含まれておりません。

6. 社債及び借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	-	-	-	-	300,000	-
短期借入金	500,000	-	-	-	-	-
長期借入金	108,000	108,000	-	-	200,000	-
合計	608,000	108,000	-	-	500,000	-

(注) 4年超5年以内返済予定の社債300,000千円については、2025年12月25日に繰上償還予定です。
詳細は、「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	539,302	-	539,302
資産計	-	539,302	-	539,302
長期借入金	-	318,144	-	318,144
負債計	-	318,144	-	318,144

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	141,086	-	141,086
資産計	-	141,086	-	141,086
社債	-	298,330	-	298,330
長期借入金	-	412,361	-	412,361
負債計	-	710,691	-	710,691

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

また「敷金及び保証金」のうち供託金については、前払式特定取引前受金の保全措置として、法務局への供託をしているものであり、返還時期を合理的に見積もることが困難なこと、かつ信用リスクが僅少であることから、割引率をゼロとして現在価値を算定しておりレベル2の時価に分類しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 . その他有価証券

前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

投資有価証券 (連結貸借対照表計上額29,048千円) については、市場価格のない株式等のため記載しておりません。

当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

投資有価証券 (連結貸借対照表計上額23,496千円) については、市場価格のない株式等のため記載しておりません。

2 . 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
(1) 株式	53,916	53,916	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	53,916	53,916	-

3 . 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

投資有価証券について58,000千円 (その他有価証券で市場価格のない株式) の減損処理を行っております。なお、市場価格のない株式の減損処理にあたっては、連結会計年度末における実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。

当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1 . ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位 : 千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
販売費及び一般管理費	33,215	21,953

2 . 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位 : 千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
新株予約権戻入益	-	5,237

3 . ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 50名	当社取締役 2名 当社監査役 1名	当社取締役 4名 当社監査役 3名 当社執行役員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 78,500株	普通株式 47,500株	普通株式 30,400株
付与日	2016年9月30日	2018年6月1日	2020年10月14日
権利確定条件	権利確定条件は定めて おりません。 なお、細則について は、当社と付与対象者 との間で締結する「新 株予約権割当契約書」 で定めております。	権利確定条件は定めて おりません。 なお、細則について は、当社と付与対象者 との間で締結する「新 株予約権割当契約書」 で定めております。	権利確定条件は定めて おりません。 なお、細則について は、当社と付与対象者 との間で締結する「新 株予約権割当契約書」 で定めております。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2018年9月30日から 2026年9月29日まで	2020年6月1日から 2028年5月24日まで	2023年10月15日から 2030年9月15日まで

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション	第7回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 3名 当社執行役員 7名 当社従業員 11名	当社取締役 1名 当社執行役員 1名	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社執行役員 4名 当社従業員 12名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 44,500株	普通株式 8,000株	普通株式 49,000株
付与日	2021年6月16日	2022年1月12日	2022年3月16日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。 なお、細則については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。 なお、細則については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。 なお、細則については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2024年6月17日から 2031年5月11日まで	2025年1月13日から 2031年12月10日まで	2025年3月17日から 2032年2月11日まで

	第8回ストック・オプション	第9回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社執行役員 3名 当社従業員 13名	当社取締役 3名 当社執行役員 3名 子会社の役員 2名 当社従業員 10名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 53,000株	普通株式 58,000株
付与日	2023年5月31日	2025年2月12日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。 なお、細則については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。 なお、細則については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2026年6月1日から 2033年4月30日まで	2028年3月1日から 2035年1月31日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション	第7回ストック・オプション	第8回ストック・オプション	第9回ストック・オプション
権利確定前 (株)								
前連結会計年度末	-	-	-	-	8,000	42,500	49,000	-
付与	-	-	-	-	-	-	-	58,000
失効	-	-	-	-	-	1,500	-	-
権利確定	-	-	-	-	8,000	41,000	-	-
未確定残	-	-	-	-	-	-	49,000	58,000
権利確定後 (株)								
前連結会計年度末	4,000	17,900	26,800	33,500	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	8,000	41,000	-	-
権利行使	-	-	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	1,400	1,500	-	-	-	-
未行使残	4,000	17,900	25,400	32,000	8,000	41,000	-	-

単価情報

	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション	第7回ストック・オプション	第8回ストック・オプション	第9回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	300	820	3,650	2,275	1,069	1,101	1,375	783
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	2,357	1,292	524	646	784	499

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積り方法は以下のとおりであります。

使用した評価方法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	第9回ストック・オプション
株価変動性（注1）	69.4%
予想残存期間（注2）	6.5年
予想配当（注3）	0円/株
無リスク利子率（注4）	1.09%

（注）1. 当社の上場日である2019年9月19日以降の週次株価に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
3. 評価時点において配当実績がないため、0円としております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対する国債利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額

2,671千円

(2) 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	8,962千円	2,909千円
一括償却資産	517	578
減価償却超過額	11,272	3,546
未確定債務	23,340	13,489
ポイント引当金	2,152	1,886
投資有価証券評価損	24,499	18,911
株式報酬費用	17,764	17,519
税務上の繰越欠損金(注)2	14,594	605,068
資産除去債務	1,111	2,155
貸倒引当金	674,545	-
その他	1,274	2,992
繰延税金資産小計	780,036	669,058
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	14,594	552,902
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	717,853	43,239
評価性引当額小計(注)1	732,447	596,142
繰延税金資産合計	47,588	72,916
繰延税金負債との相殺	3,339	10,072
繰延税金資産の純額	44,249	62,843
 繰延税金負債		
顧客関連資産	23,331	14,789
未収事業税	-	5,660
その他	16,322	9,248
繰延税金負債合計	39,653	29,698
繰延税金資産との相殺	3,339	10,072
繰延税金負債の純額	36,314	19,626

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、小計額のみ表示しておりました「評価性引当額」については、当連結会計年度より「税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額」と「将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額」に独立掲記しております。

このため、「評価性引当額」と表示しておりました 732,447千円は、「税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額」 14,594千円、「将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額」 717,853千円として組み替えてあります。

(注) 1. 評価性引当額が136,305千円減少しております。この減少の主な内容は、株式会社MIT(旧:株式会社ミュゼプラチナム)に対する売掛債権について債権譲渡を行った結果、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が増加した一方で、将来減算一時差異に係る評価性引当額が貸倒引当金の取り崩しに伴い減少したことによるものであります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年9月30日)

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額については、税務上の繰越欠損金の重要性が乏しい為記載を省略しております。

当連結会計年度（2025年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (1、2)	-	-	-	-	-	605,068	605,068
評価性引当額	-	-	-	-	-	552,902	552,902
繰延税金資産	-	-	-	-	-	52,165	52,165

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金（法定実効税率を乗じた額）605,068千円については、繰延税金資産52,165千円を計算しております。これは、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断したためであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
法定実効税率	- %	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	4.23
住民税均等割	-	0.37
株式報酬費用	-	1.48
評価性引当額の増減	-	38.22
のれん償却額	-	4.70
連結子会社との税率差異	-	1.44
軽減税率適用による影響	-	0.47
その他	-	0.51
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	3.64

(注) 前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年10月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この実効税率の変更に伴う影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

当社グループは、事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

当社グループは、事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、顧客との契約から生じる収益であり、当社グループの報告セグメントを収益の認識時期に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント		その他 (注)	合計
	SMM事業	ライブ配信プラットフォーム事業		
一時点で移転される財	3,359,010	350,299	89,411	3,798,722
一定の期間にわたり移転される財	3,663,481	-	-	3,663,481
外部顧客への売上高	7,022,492	350,299	89,411	7,462,203

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、HR事業、新規事業開発を含んでおります。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント		その他 (注)	合計
	SMM事業	ライブ配信プラットフォーム事業		
一時点で移転される財	2,892,782	423,184	97,109	3,413,077
一定の期間にわたり移転される財	3,718,087	-	-	3,718,087
外部顧客への売上高	6,610,870	423,184	97,109	7,131,164

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、HR事業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 3. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

	前連結会計年度(千円)	当連結会計年度(千円)
顧客との契約から生じた債権(期首残高) 受取手形及び売掛金	2,896,355	3,236,094
顧客との契約から生じた債権(期末残高) 受取手形及び売掛金	3,236,094	1,029,557
契約負債(期首残高)	31,466	47,951
契約負債(期末残高)	47,951	59,368

契約負債は、主に顧客から受領した前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前連結会計年度において契約負債が増加した理由は、前述の取引に基づく前受金の増加によるものであります。なお、前連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、31,466千円であります。

当連結会計年度において契約負債が増加した理由は、前述の取引に基づく前受金の増加によるものであります。なお、当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、47,951千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予定される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の簡便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、「SMM事業」を主な事業とし、これに加えて連結子会社を中心に「ライブ配信プラットフォーム事業」及び「HR事業」等を新規投資事業として位置づけております。当社グループはこれらを基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「SMM事業」及び「ライブ配信プラットフォーム事業」を報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と同一であり、報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値です。

当社グループでは、2025年7月からインフルエンサーフィリエイトサービスを開始しており、当該事業に関するセグメント損益は、マネジメント・アプローチの観点から、「その他」の区分に含めてあります。これに伴い経営指標等の見直しを行い、セグメント資産及び負債については、取締役会に対して定期的に提供しておらず、経営資源の分配の決定及び業績評価の検討対象となっていないため、当連結会計年度より「セグメント資産」を開示しておりません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結 財務諸表 計上額 (注)3
	SMM事業	ライブ配信 プラット フォーム事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	7,022,492	350,299	7,372,791	89,411	7,462,203	-	7,462,203
セグメント間の内部売上高又は振替高	100	2,083	2,183	4,220	6,403	6,403	-
計	7,022,592	352,382	7,374,974	93,631	7,468,606	6,403	7,462,203
セグメント利益又は損失()	1,494,717	27,941	1,522,658	71,944	1,450,713	3,170,195	1,719,481
セグメント資産	994,740	400,515	1,395,255	10,779	1,406,034	1,376,472	2,782,507
その他の項目							
減価償却費	3,487	50,643	54,131	4,467	58,598	43,073	101,672
のれんの償却額	-	61,507	61,507	-	61,507	-	61,507
減損損失	-	-	-	15,929	15,929	-	15,929
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	14,494	-	14,494	15,991	30,486	159,569	190,055

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、HR事業、新規事業開発を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 3,170,195千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用等であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

セグメント資産の調整額1,376,472千円は、セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金(現金及び預金)であります。

3. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

4. 「その他」セグメントにおいて、固定資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当連結会計年度においては15,929千円であります。

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結 財務諸表 計上額 (注)3
	SMM事業	ライブ配信 プラット フォーム事業	計				
売上高 外部顧客への売 上高 セグメント間の 内部売上高又は 振替高	6,610,870	423,184	7,034,055	97,109	7,131,164	-	7,131,164
計	6,611,194	425,084	7,036,279	97,109	7,133,388	2,224	7,131,164
セグメント利益	1,187,073	29,621	1,216,695	22,550	1,239,245	889,682	349,563
その他の項目 減価償却費 のれんの償却額	3,673	48,358	52,031	-	52,031	33,640	85,671
	-	61,507	61,507	-	61,507	-	61,507

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、HR事業等を含んであります。

2. セグメント利益の調整額 889,682千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用等であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. 当社グループは、報告セグメントに資産を分配していないため、「セグメント資産」及び「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
株式会社サイバーエージェント	1,461,228	SMM事業、その他

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
株式会社サイバーエージェント	1,772,685	SMM事業、その他

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報は、「セグメント情報」の「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」の「その他の項目」に記載をしているため、記載を省略しています。

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

(単位:千円)

	SMM事業	ライブ配信プラットフォーム事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	61,507	-	-	61,507
当期末残高	-	184,523	-	-	184,523

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

(単位:千円)

	SMM事業	ライブ配信プラットフォーム事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	61,507	-	-	61,507
当期末残高	-	123,015	-	-	123,015

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	株式会社 サイバー エージェント	東京都渋谷区	7,440,369	Ameba事業 インターネット広告事業 スマートフォンゲーム事業 その他メディア事業 投資育成事業	(被所有) 直接 14.9	広告取引等・当社サービスの販売等	広告売上取引(注)	1,457,614	売掛金	289,799
							HR事業売上取引(注)	3,614		
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	株式会社 CyberOwl	東京都渋谷区	120,000	ライフスタイルメディア事業	-	広告取引等	広告売上取引(注)	238,353	売掛金	71,226

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	株式会社 サイバー エージェント	東京都渋谷区	7,654,042	Ameba事業 インターネット広告事業 スマートフォンゲーム事業 その他メディア事業 投資育成事業	(被所有) 直接 14.9	広告取引等・当社サービスの販売等	広告売上取引等(注)1	1,763,149	売掛金	238,504
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	株式会社 CyberOwl	東京都渋谷区	120,000	ライフスタイルメディア事業	-	広告取引	広告売上取引(注)1	295,061	売掛金	35,081
	株式会社 Cygames	東京都渋谷区	124,800	ゲーム事業	-	広告取引等・事業資金の借入	資金の借入(注)2	200,000	長期借入金	200,000
							利息の支払	3,008	-	-

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針に関しましては、同種商材の市場における販売価格、取引実績及び取引規模等を勘案して合理的に決定しております。

2. 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の
子会社等
該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等
記載すべき重要な事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の
子会社等
該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報
該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月30日)
1 株当たり純資産額	50円18銭	145円44銭
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失()	488円27銭	95円93銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	-	95円87銭

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりあります。

	前連結会計年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月30日)
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	1,954,414	385,969
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純 損失() (千円)	1,954,414	385,969
普通株式の期中平均株式数(株)	4,002,745	4,023,595
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	2,488
(うち新株予約権(株))	(-)	(2,488)

	前連結会計年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月 30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月 30日)
<p>希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要</p>	<p>2020年 9月 16日開催の取締役会決議による第 4 回新株予約権 新株予約権の数 268個 (普通株式 26,800株)</p> <p>2021年 5月 12日開催の取締役会決議による第 5 回新株予約権 新株予約権の数 335個 (普通株式 33,500株)</p> <p>2022年 2月 9日開催の取締役会決議による第 7 回新株予約権 新株予約権の数 425個 (普通株式 42,500株)</p> <p>2023年 5月 10日開催の取締役会決議による第 8 回新株予約権 新株予約権の数 490個 (普通株式 49,000株)</p>	<p>2018年 5月 31日開催の取締役会決議による第 3 回新株予約権 新株予約権の数 358個 (普通株式 17,900株)</p> <p>2020年 9月 16日開催の取締役会決議による第 4 回新株予約権 新株予約権の数 254個 (普通株式 25,400株)</p> <p>2021年 5月 12日開催の取締役会決議による第 5 回新株予約権 新株予約権の数 320個 (普通株式 32,000株)</p> <p>2021年 12月 15日開催の取締役会決議による第 6 回新株予約権 新株予約権の数 80個 (普通株式 8,000株)</p> <p>2022年 2月 9日開催の取締役会決議による第 7 回新株予約権 新株予約権の数 410個 (普通株式 41,000株)</p> <p>2023年 5月 10日開催の取締役会決議による第 8 回新株予約権 新株予約権の数 490個 (普通株式 49,000株)</p> <p>2025年 2月 12日開催の取締役会決議による第 9 回新株予約権 新株予約権の数 580個 (普通株式 58,000株)</p>

(重要な後発事象)

(多額な資金の借入及び返済)

当社は、2025年9月30日開催の臨時取締役会において、長期資金の調達による財務基盤の安定性を高めるため、株式会社三井住友銀行を貸付人とした既存短期借入金について、借換を実施することを決議し、当座借越契約及び金銭消費貸借契約を締結し、2025年10月6日に借入を実行しました。

当座借越契約の概要

(1) 資金使途	運転資金
(2) 契約先	株式会社三井住友銀行
(3) 極度枠	300百万円
(4) 契約期限	2026年9月30日
(5) 利率	1.875%
(6) 担保の有無	無担保・無保証

なお、現時点での借入実行残高は300百万円です。

金銭消費貸借契約の概要

(1) 資金使途	運転資金
(2) 借入先	株式会社三井住友銀行
(3) 借入金額	200百万円
(4) 返済期日	2028年9月29日
(5) 利率	tibor+1.3%
(6) 返済方法	元本均等返済
(7) 担保の有無	無担保・無保証

既存借入金返済の概要

(1) 資金使途	運転資金
(2) 借入先	株式会社三井住友銀行
(3) 借入金額	500百万円
(4) 返済期日	2025年10月6日
(5) 利率	1.875%
(6) 返済方法	期日一括返済
(7) 担保の有無	無担保・無保証

(子会社の設立)

1 当社は、2025年11月4日付で当社の連結子会社として、メンズのSNSマーケティング業務を担う株式会社Men's B.P.を設立いたしました。

(1) 設立の目的

近年、男性美容やセルフケア市場は急拡大し、スキンケア、メイク、ファッショントレンドなど多様な分野で新たなライフスタイルが形成されております。こうした市場の変化を受け、当社は“男性が自分自身に誇りを持ち、より豊かな人生を歩める社会を創る”というビジョンのもと、男性領域に特化したマーケティング支援を推進するために、株式会社Men's B.P.を設立いたしました。

(2) 子会社の概要

名称	株式会社Men's B.P.
所在地	東京都渋谷区桜丘町12番10号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 宮戸 翔哉
事業内容	メンズのSNSマーケティング
資本金	20百万円
設立時期	2025年11月4日
株主構成	当社100%

2 当社は、2025年11月12日付で当社の連結子会社として、コーポレート・ベンチャー・キャピタル機能を担う株式会社Buzz Innovationを設立いたしました。

(1) 設立の目的

当社は、当社グループの持続的な企業成長の一助として、事業投資及びM&A等と併進し、成長領域をリードすること、具体的には、当社グループとシナジーのある、または成長性の見込める事業及び技術領域のアーリーステージ企業への投資を基本方針とするベンチャー投資を推進するため、株式会社Buzz Innovationを設立いたしました。

(2) 子会社の概要

名称	株式会社Buzz Innovation
所在地	東京都渋谷区桜丘町12番10号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 岩田 真一
事業内容	スタートアップ企業への投資、経営支援・ノウハウ等の提供
資本金	5百万円
設立時期	2025年11月12日
株主構成	当社100%

(社債の繰上償還)

当社は、2025年12月8日開催の取締役会において、2025年2月28日に発行した「株式会社サイバー・バズ第1回無担保社債（以下「本社債」という。）の全部の繰上償還を決議し、2025年12月25日に実施する予定であります。

1. 繰上償還を行う理由

本社債発行の目的は資金調達手段の多様化を図るとともに、長期性の資金として安定調達を図ることであったところ、当社は、2025年9月期において大幅な財務改善と黒字転換を実現し、手元流動性など、十分なキャッシュ・フローを確保したことから、本社債の繰上償還後も十分かつ安定的なキャッシュ・フローと、財務基盤を維持することが可能となったため、本社債発行要領第12項(2)号に従い、2025年12月25日にあいて残存する本社債の全部を繰上償還することといたしました。

2. 繰上償還する社債の概要

繰上償還額	300,000千円
繰上償還金額	額面100円につき金100円
繰上償還日	2025年12月25日（予定）
償還資金	自己資金による償還
繰上償還による支払利息の年間減少見込額	-千円

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2025年11月12日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しました。これに伴い、本制度に関する議案を2025年12月18日開催の第20回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議し、本株主総会において承認可決されました。

1. 本制度の導入目的等

本制度は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下同様とします。）の株主利益に対する意識の更なる向上、及び当社の中長期的な企業価値向上を図るインセンティブを取締役に与えることを目的として導入される制度です。

2. 本制度の概要

本制度に基づき、取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）とし、当該金銭報酬債権の総額は、上記の目的に照らして相当な額として、年額1.5億円以内といたします。また、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まないものといたします。

また、取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年15万株以内（但し、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたします。

なお、発行又は処分をされる当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項を含むものといたします。

取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと

一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
株式会社サイバー・バズ	第1回無担保社債	2025年2月28日	-	300,000	3.0	なし	2030年2月27日
合計	-	-	-	300,000	-	-	-

（注）社債の連結決算日後5年間の償還予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
社債	-	-	-	300,000

（注）4年超5年以内の300,000千円については、2025年12月25日に繰上償還予定です。

詳細は、「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高(千円)	当期末残高(千円)	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	850,000	500,000	1.88	-
1年以内に返済予定の長期借入金	108,000	108,000	0.46	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	216,000	308,000	2.11	2026年～2030年
合計	1,174,000	916,000	-	-

（注）1.「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2.長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	108,000	-	-	200,000

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

(累計期間)	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高(千円)	3,492,765	7,131,164
税金等調整前中間(当期)純利益(千円)	123,511	400,553
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益(千円)	65,496	385,969
1株当たり中間(当期)純利益(円)	16.28	95.93

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (2024年 9月30日)	当事業年度 (2025年 9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	300,931	920,117
売掛金	3,154,922	956,321
仕掛品	-	1,162
貯蔵品	972	665
前渡金	6,712	13,949
前払費用	51,825	43,620
関係会社短期貸付金	10,000	10,000
その他	17,063	120,691
貸倒引当金	2,202,612	-
流動資産合計	1,339,814	2,066,528
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	39,254	36,517
工具、器具及び備品	116,965	95,055
有形固定資産合計	156,219	131,573
無形固定資産		
ソフトウェア	15,253	5,155
無形固定資産合計	15,253	5,155
投資その他の資産		
関係会社株式	642,500	642,500
投資有価証券	29,048	23,496
繰延税金資産	43,244	62,843
敷金及び保証金	523,125	128,211
その他	21,364	21,364
投資その他の資産合計	1,259,282	878,415
固定資産合計	1,430,755	1,015,144
資産合計	2,770,569	3,081,672

(単位 : 千円)

	前事業年度 (2024年 9月30日)	当事業年度 (2025年 9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	674,603	779,555
短期借入金	1,052,000	702,000
1年内返済予定の長期借入金	108,000	108,000
未払金	102,637	59,713
未払費用	100,689	87,960
未払法人税等	87,151	-
契約負債	3,474	11,237
預り金	12,655	13,188
ポイント引当金	7,030	6,160
その他	93,218	-
流動負債合計	2,241,461	1,767,816
固定負債		
長期借入金	216,000	308,000
社債	-	300,000
固定負債合計	216,000	608,000
負債合計	2,457,461	2,375,816
純資産の部		
株主資本		
資本金	484,621	484,621
資本剰余金		
資本準備金	484,621	484,621
資本剰余金合計	484,621	484,621
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	778,455	399,747
利益剰余金合計	778,455	399,747
自己株式	32,739	32,740
株主資本合計	158,046	536,754
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,476	1,801
評価・換算差額等合計	4,476	1,801
新株予約権	150,584	167,300
純資産合計	313,107	705,855
負債純資産合計	2,770,569	3,081,672

【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
売上高	1 7,043,351	1 6,611,194
売上原価	1 4,616,932	1 4,412,203
売上総利益	2,426,419	2,198,990
販売費及び一般管理費	1, 2 4,200,082	1, 2 1,886,327
営業利益又は営業損失()	1,773,662	312,662
営業外収益		
ポイント収入額	3,430	2,117
助成金収入	730	910
受取返還金	4,000	-
役員報酬返納額	-	5,239
受取保険金	-	10,000
雑収入	1 1,330	1 914
営業外収益合計	9,490	19,180
営業外費用		
投資事業組合運用損	1,377	2,779
支払利息	1 9,147	1 16,724
社債利息	-	5,301
雑損失	704	2,578
営業外費用合計	11,229	27,382
経常利益又は経常損失()	1,775,401	304,460
特別利益		
投資有価証券売却益	-	53,916
新株予約権戻入益	-	5,237
その他	-	162
特別利益合計	-	59,316
特別損失		
減損損失	15,929	-
投資有価証券評価損	58,000	-
固定資産除却損	-	3,622
特別損失合計	73,929	3,622
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	1,849,331	360,154
法人税、住民税及び事業税	134,930	1,045
法人税等調整額	5,659	19,599
法人税等合計	129,270	18,553
当期純利益又は当期純損失()	1,978,601	378,707

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)		当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
媒体費		4,250,185	92.1	4,099,438	92.9
労務費		43,295	0.9	46,323	1.0
経費		323,451	7.0	267,604	6.1
合計		4,616,932	100.0	4,413,366	100.0
期末仕掛け品棚卸高		-		1,162	
当期売上原価		4,616,932		4,412,203	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

(注) 経費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
業務委託費(千円)	268,179	223,627
システム原価(千円)	42,152	35,286

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	478,121	478,121	478,121	1,200,146	1,200,146	32,647
当期変動額						
新株の発行	6,500	6,500	6,500			13,000
当期純損失()				1,978,601	1,978,601	1,978,601
自己株式の取得						91
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	6,500	6,500	6,500	1,978,601	1,978,601	91
当期末残高	484,621	484,621	484,621	778,455	778,455	32,739
						158,046

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,186	2,186	117,368	2,243,295
当期変動額				
新株の発行				13,000
当期純損失()				1,978,601
自己株式の取得				91
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,290	2,290	33,215	35,505
当期変動額合計	2,290	2,290	33,215	1,930,187
当期末残高	4,476	4,476	150,584	313,107

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本						
	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	484,621	484,621	484,621	778,455	778,455	32,739	158,046
当期変動額							
当期純利益				378,707	378,707		378,707
自己株式の取得						0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	378,707	378,707	0	378,707
当期末残高	484,621	484,621	484,621	399,747	399,747	32,740	536,754

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	4,476	4,476	150,584	313,107
当期変動額				
当期純利益				378,707
自己株式の取得				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,675	2,675	16,716	14,040
当期変動額合計	2,675	2,675	16,716	392,747
当期末残高	1,801	1,801	167,300	705,855

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品、貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいてあります。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度において、貸倒引当金は計上しておりません。

(2) ポイント引当金

Ripre会員に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

なお、本人としての性質が強いと判断される取引については、顧客から受領する対価の総額を収益として認識しておりますが、顧客への財とサービスの提供において当社がその財又はサービスを支配しておらず、代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受領する対価から関連する原価を控除した総額、あるいは手数料の金額を収益として認識しております。また、履行義務の対価は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

SMM事業

インフルエンサーモード

インフルエンサーモードの主な履行義務は、最適なインフルエンサーを起用したプロモーション施策を提供することであり、当該履行義務は顧客との契約条件の達成時点において充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

SNSアカウント運用

SNSアカウント運用の主な履行義務は、顧客のSNS公式アカウントの運用を代行することであり、当該履行義務は、SNSアカウントの運用期間にわたり充足されるため、当該期間にわたり収益を認識しております。

SNS広告

SNS広告における収益は、主にソーシャルメディアプラットフォームの運用広告やプロモーション施策の企画提案による収入からなります。ソーシャルメディアプラットフォームの運用広告の主な履行義

務は、ソーシャルメディアプラットフォーム広告の運用を行うことであり、当該履行義務は、広告の配信実績に応じて充足されるため、当該期間にわたり収益を認識しております。プロモーション施策の企画提案の主な履行義務は、ソーシャルメディアのプラットフォーム連動の独自メディアを活用したプロモーション施策を提供することであり、当該履行義務は、顧客との契約条件の達成時点において充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

インターネット広告販売

インターネット広告販売における収益は、主に広告配信及び広告制作収入からなります。インターネット広告配信の主な履行義務は、広告の配信をソーシャルメディアを中心として行うことであり、当該履行義務は、広告の配信実績に応じて充足されるため、当該期間にわたり収益を認識しております。広告制作収入の主な履行義務は、広告に係る制作物を提供することであり、当該履行義務は、制作物の納品時点において充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

(表示方法の変更)

(単体開示の簡素化に伴う財務諸表等規則第127条の適用及び注記の免除等に係る表示方法の変更)

当社は、特例財務諸表提出会社に該当するため、当事業年度より貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

当該表示方法の変更により影響を受ける主な項目に係る前事業年度における金額は、以下のとおりであります。

(貸借対照表関係)

前事業年度において、総額表示しておりました貸借対照表の有形固定資産の取得価額（建物附属設備40,845千円、工具、器具及び備品148,004千円）及び減価償却累計額（建物附属設備1,590千円、工具、器具及び備品31,039千円）につきましては、当事業年度より純額表示し記載を省略しております。

(重要な会計上の見積り)

(関係会社株式及び関係会社貸付金の評価)

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	642,500千円	642,500千円
関係会社短期貸付金	10,000千円	10,000千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

市場価格のない関係会社株式について、当該関係会社株式の発行会社の財政状態の悪化により株式の実質価額が50%程度以上低下した場合に、実質価額が著しく低下したと判断し、概ね5年以内に取得原価までの回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、期末において相当の減額処理を行うこととしております。なお、超過収益力を反映して取得した株式については、実質価額に当該超過収益力を反映しており、超過収益力が減少したと判断される場合には、実質価額に当該減少を反映しています。また、関係会社への貸付金の評価にあたっては財政状態及び経営成績等に応じて貸倒懸念債権に分類された貸付金については、財務内容評価法に基づき評価しております。

主要な仮定

関係会社株式の評価における主要な仮定は、過年度実績や将来成長見込等を勘案した予測売上及び営業損益であります。また、貸倒懸念債権として区分された貸付金については財務内容評価法により経営状態、財政状態、事業計画の実現可能性を考慮した上で、支払能力を総合的に判断しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

翌事業年度以降に業績の悪化等により関係会社株式及び関係会社貸付金の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	43,244千円	62,843千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積もりの内容に関する情報

当社は、企業会計上の資産・負債と税務上の資産・負債との差額である一時差異等について税効果会計を適用し、繰延税金資産を算出してあります。また、繰延税金資産は、将来の事業計画等に基づいた課税所得を合理的に見積もり、回収可能性を検討し、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

将来の事業計画等に基づく課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があるため、将来の事象の仮定又は予測に変化が生じ、将来の課税所得に悪影響を及ぼすことが見込まれることとなった場合には、繰延税金資産の金額に重要な影響が生じる可能性があります。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したもの)を除く)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
短期金銭債権		
未収入金	331千円	437千円
立替金	9,078	11,135
短期金銭債務		
買掛金	23,064	17,444
短期借入金	202,000	202,000
未払金	4,673	5,975

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日)
営業取引による取引高		
売上高	412千円	324千円
売上原価	225,483	198,839
販売費及び一般管理費	850	45,831
経営指導料の受取	32,550	63,108
営業取引以外の取引高	1,026	2,247

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度3.0%、当事業年度4.3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度97.0%、当事業年度95.7%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日)
減価償却費	43,281千円	33,790千円
給料及び手当	799,407	833,707
ポイント引当金繰入額	30,601	23,170
貸倒引当金繰入額	2,202,612	-
支払手数料	250,686	225,523

(表示方法の変更)

前事業年度において、「販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額」にて記載を省略していた「支払手数料」は、販売費及び一般管理費の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より注記しております。

この結果、前事業年度の「販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額」に「支払手数料」250,686千円を記載しております。

(有価証券関係)

前事業年度（2024年9月30日）

関係会社株式（貸借対照表計上額 642,500千円）は、市場価格のない株式等のため時価を記載しておりません。

当事業年度（2025年9月30日）

関係会社株式（貸借対照表計上額 642,500千円）は、市場価格のない株式等のため時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	6,778千円	779千円
一括償却資産	207	505
減価償却超過額	9,472	2,436
未確定債務	23,340	13,406
ポイント引当金	2,152	1,886
投資有価証券評価損	24,499	18,911
株式報酬費用	17,764	17,519
資産除去債務	431	1,204
貸倒引当金	674,545	-
関係会社株式評価損	15,312	15,759
繰越欠損金	-	590,886
その他	1,195	1,868
繰延税金資産小計	775,700	665,163
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-	538,720
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	732,456	58,048
評価性引当額小計	732,456	596,768
繰延税金資産合計	43,244	68,394
繰延税金負債との相殺	-	5,550
繰延税金資産純額	43,244	62,843
繰延税金負債		
未収事業税	-	5,390
その他	-	160
繰延税金負債合計	-	5,550
繰延税金資産との相殺	-	5,550
繰延税金負債の純額	-	-

(表示方法の変更)

前事業年度において、小計額のみ表示しておりました「評価性引当額」については、当事業年度より「税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額」と「将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額」に独立掲記しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因
となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年 9月30日)	当事業年度 (2025年 9月30日)
法定実効税率	- %	30.62%
(調整)		
住民税均等割	-	0.26
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	4.72
株式報酬費用の損金不算入	-	1.64
評価性引当額の増減	-	42.38
その他	-	0.03
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	5.15

(注) 前事業年度は税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この実効税率の変更に伴う影響は軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(多額な資金の借入及び返済)

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(子会社の設立)

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(社債の繰上償還)

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位 : 千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産						
建物附属設備	39,254	-	-	2,736	36,517	4,327
工具、器具及び備品	116,965	6,129	2,117	25,921	95,055	47,576
有形固定資産計	156,219	6,129	2,117	28,658	131,573	51,903
無形固定資産						
ソフトウェア	15,253	-	3,122	6,976	5,155	-
無形固定資産計	15,253	-	3,122	6,976	5,155	-

(注) 1. 「当期増加額」の主なものは、次のとおりであります。

工具、器具及び備品 パソコン購入 6,129 千円

2. 「当期減少額」の主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア 事業撤退によるpickkaシステムの除却 3,122 千円

工具、器具及び備品 パソコンの経年劣化による除却 2,117 千円

【引当金明細表】

(単位 : 千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	2,202,612	-	2,202,612	-
ポイント引当金	7,030	6,160	7,030	6,160

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎年12月
基準日	毎年9月30日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.cyberbuzz.co.jp/ir/publicnotice/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない旨、定款に定めてあります。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第19期）（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）2024年12月27日関東財務局長に提出

(2)内部統制報告書及びその添付書類

2024年12月27日関東財務局長に提出

(3)半期報告書及び確認書

（第20期中）（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）2025年5月15日関東財務局長に提出

(4)臨時報告書

2024年12月23日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（会計監査人の異動）に基づく臨時報告書であります。

2024年12月24日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2025年6月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

2025年8月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

2025年12月18日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年12月18日

株式会社サイバー・バズ
取締役会 御中

和泉監査法人

東京都新宿区

代表社員 公認会計士 加藤 雅之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 秦 昌幸

業務執行社員 公認会計士 寺門 義昭

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイバー・バズの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバー・バズ及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要なと判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

SMM事業（ソーシャルメディアマーケティング事業）に係る収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当社グループは、ソーシャルメディア上で影響力を持つインフルエンサーを通じてクライアント企業の商品・サービス体験等の感想を発信してもらう施策や、クライアント企業のSNSアカウント運用等を通じ、消費者に対しクライアント企業の商品・サービス等の価値を伝えるマーケティング活動を支援する事業を行っている。</p> <p>（セグメント情報等）【セグメント情報】に記載の通り、当連結会計年度における当社グループの外部顧客への売上高は7,131,164千円である。うち、SMM事業（ソーシャルメディアマーケティング事業）の売上高は6,610,870千円であり、当該金額は主として株式会社サイバー・バズの売上高により構成されている。</p> <p>SMM事業の外部顧客への売上高は主に顧客との契約条件の達成時点、アカウント運用期間又は広告配信実績等において認識されるが、販売管理システムへのサービス提供情報の登録誤り等により期間帰属を誤るリスクが存在する。また、四半期会計期間月に取引が増加する傾向があり、期末月は期間帰属を誤るリスクが相対的に高くなる。</p> <p>以上から、当監査法人は、SMM事業に係る収益認識を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人はSMM事業に係る収益認識の妥当性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none">・収益認識に関連する内部統制の有効性を評価するため、受注及び売上高の計上に関する業務プロセスを理解するとともに、特に、販売管理部門において、仕入先から受領する広告・マーケティングサービス等の提供完了に関する連絡を確認した上で、売上高が計上される統制等について、その整備及び運用状況の有効性を評価した。・販売管理システムにて生成されたデータが、適切に会計システムにて反映されていることを確かめた。・取引先別の売上高の前期比較を実施し、売上高の増減状況を確かめた。・期末月の売上高のうち、金額的重要性が大きい取引及び受注から売上高の計上までの期間が短い取引について、取引先への取引確認手続を実施し、サービス提供が完了していることを確かめた。

その他の事項

会社の2024年9月30日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2024年12月27日付けで無限定期正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社サイバー・バズの2025年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社サイバー・バズが2025年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年12月18日

株式会社サイバー・バズ
取締役会 御中

和泉監査法人

東京都新宿区

代表社員
業務執行社員

公認会計士 加藤 雅之

業務執行社員

公認会計士 秦 昌幸

業務執行社員

公認会計士 寺門 義昭

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイバー・バズの2024年10月1日から2025年9月30日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバー・バズの2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

SMM事業（ソーシャルメディアマーケティング事業）に係る収益認識

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（SMM事業（ソーシャルメディアマーケティング事業）に係る収益認識）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の事項

会社の2024年9月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2024年12月27日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。